

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた
学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について
(答申(案))

はじめに

第1章 時代の変化に伴う学校と地域の在り方について

第1節 教育改革、地方創生等の動向から見る学校と地域の連携・協働の必要性

- 1. 社会の動向と子供たちの教育環境を取り巻く状況等 2
- 2. 学校と地域の連携・協働の必要性 7

第2節 これからの学校と地域の連携・協働の在り方

- 1. これからの学校と地域の連携・協働の姿 9
- 2. 学校と地域の連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築 . 11
- 3. 学校と地域の連携・協働を推進するための体制整備 12

第2章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策について

第1節 コミュニティ・スクールの意義・理念等

- 1. コミュニティ・スクールの意義・理念 13
- 2. コミュニティ・スクールの現状等 13

第2節 これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方について

- 1. コミュニティ・スクールの仕組みの基本的方向性 16
- 2. コミュニティ・スクールの仕組みの必置の検討について 23

第3節 コミュニティ・スクールの総合的な推進方策について

- 1. 国におけるコミュニティ・スクールの拡大・充実のための推進方策 32
- 2. 都道府県・市町村の役割と推進方策 41

第3章 地域の教育力の充実と地域における学校との協働体制の在り方について

第1節 地域における学校との連携・協働の意義について 45

32	第2節 地域における学校との連携・協働の現状等について	
33	1. これまでの地域における学校との連携・協働の現状	46
34	2. 地域における学校との連携・協働の課題と新たな関係（連携・協働）について	49
35		
36	第3節 地域における学校との協働体制の今後の方向性について	
37	1. 地域における学校との協働体制の目指す姿	51
38	2. 地域における学校との協働体制の整備の方向性	54
39		
40	第4節 地域における学校との協働のための取組の推進について	
41	1. 地域における学校との協働のための体制の整備	55
42	2. 地域における学校との協働による活動の充実	59
43		
44	第5節 国、都道府県、市町村による推進方策について	
45	1. 国の役割と推進方策	63
46	2. 都道府県・市町村の役割と推進方策	65
47		

第4章 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部（仮称）の効果的な連携・協働の在り方について

48	1. コミュニティ・スクールと地域学校協働本部（仮称）の関係の在り方	69
49	2. 両者の効果的な連携・協働のための方策	70

50

おわりに

51

52

はじめに

1
2 平成27年4月14日に文部科学大臣より中央教育審議会に対し、「新しい時代の教育や地
3 方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について」の諮問が行われた。諮
4 問においては、社会情勢の変化や教育改革の動向等を踏まえたコミュニティ・スクールの
5 在り方や、今後全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・
6 協働した活動を展開するための総合的な方策、学校と地域をつなぐコーディネーターの配
7 置のための方策、地域の人的ネットワークが地域課題解決や地域振興の主体となる仕組み
8 づくり等について審議が要請された。

9
10 これらのうち、コミュニティ・スクールに関わる事項に関して専門的な審議を深めるた
11 め、初等中等教育分科会の下に「地域とともにある学校の在り方に関する作業部会」が設
12 置され、地域における学校との協働体制の在り方に関わる事項に関して専門的な審議を深
13 めるため、生涯学習分科会の下に「学校地域協働部会」が設置された。両部会は、平成27
14 年4月に設置されて以来、文部科学省が実施した実態調査の結果の分析や関係者からのヒ
15 アリングを踏まえつつ、必要に応じて合同審議を行うなど緊密な連携を図りながら、学校
16 と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策に関し、集中的な審議を行い、今般、中央
17 教育審議会の答申（案）として取りまとめるに至った。

18
19 本答申（案）では、これからの教育改革や地方創生の動向を踏まえながら、社会総掛か
20 りでの教育の実現に向けて、学校と地域の連携・協働を一層推進していくための仕組みや
21 方策を提言している。

22 具体的には、まず、第1章では、社会の動向や子供たちの教育環境を取り巻く状況等を
23 踏まえた上で、学校と地域の連携・協働の必要性や、これからの学校と地域の連携・協働
24 の姿を示した。その上で、第2章では、コミュニティ・スクールの仕組みの制度的な見直
25 しや推進方策を、第3章では、地域における学校との協働体制として「地域学校協働本部
26 （仮称）」の整備を提言し、第4章では、コミュニティ・スクールと「地域学校協働本部
27 （仮称）」の効果的な連携・協働の在り方について提言している。

28
29 本答申（案）全体を流れている理念は、未来を創り出す子供たちの成長のために、学校
30 のみならず、保護者や地域住民等も含め、国民一人一人が教育の当事者となり、社会総掛
31 かりで教育の実現を図るということである。もとより、こうした理念の実現は、本審議会
32 がこれまで議論を積み重ねてきた、学習指導要領の見直しの方向性や、チームとしての学
33 校の在り方、教員の資質能力の向上のための改革など、教育の内容・方法等を含めた一連
34 の教育改革が総体として目指すべきものであることは言うまでもない。

35 本審議会としては、本答申（案）が他の教育改革とあいまって、新しい時代を見据えた
36 教育への転換に寄与することを切に願う。

第1章 時代の変化に伴う学校と地域の在り方について

第1節 教育改革、地方創生等の動向から見る学校と地域の連携・協働の必要性

【ポイント】

- ◆地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域社会の教育力の低下が指摘されるとともに、家庭教育も困難な現状が指摘。また、子供たちの規範意識等に関する課題に加え、学校が抱える課題は複雑化・困難化している状況。
- ◆「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学習指導要領の改訂や、チームとしての学校の実現、教員の資質能力の向上等、昨今の学校教育を巡る改革の方向性や地方創生の動向において、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘。
- ◆これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要があり、そのことを通じ、社会総掛かりでの教育の実現を図る必要。

1. 社会の動向と子供たちの教育環境を取り巻く状況等

(1) 社会の動向

(少子高齢化、グローバル化等の進行)

我が国は、現在、急激な少子化・高齢化の中にあり、2030年には、65歳以上の割合は総人口の3分の1に達し、そうすると生産年齢人口は総人口の約58%にまで減少すると見込まれている。日本全体として、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組むことが求められている。

また、グローバル化や情報化が進展する社会の中で、多様な主体が速いスピードで相互に影響し合い、一つの出来事が広範囲かつ複雑に伝播し、先を見通すことが一層困難になっている¹。

(地域社会の教育力の低下)

都市化や過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景とした地域社会等のつながりや支え合いの希薄化によって、「地域の学校」「地域で育てる子供」という考え方が次第に失われてきたことが指摘されている。教育は、言うまでもなく、単に学校だけで行われるものではない。家庭や地域社会が、教育の場として十分な機能を発揮することなしに、子供の健やかな成長はあり得ない。家庭教育が困難なケースの増加や地域社会の教育力の低下に伴い、子供の教育に関する当事者意識も失われていくことで、学校だけに様々な課題や責任が課される事態になっていないだろうか。家庭や地域社会での教育の充実を図るとともに、社会の幅広い教育機能を活性化していくことは、喫緊の課題となっていると言わなければならない。ま

¹ 子供たちが将来就くことになる職業の在り方についても、技術革新等の影響により大きく変化することになると予測されている。子供たちの65%は将来、今は存在していない職業に就く（キャシー・デビッドソン氏（ニューヨーク市立大学大学院センター教授）、2011）との予測や、今後10年～20年程度で半数近くの仕事が自動化される可能性が高い（マイケル・オズボーン氏（オックスフォード大学准教授）、2013）などの予測がある。また、2045年には人工知能が人類を越える「シンギュラリティ」に到達するという指摘もある。

1 た、特に地域を巡る状況は、上述の現代的事情を背景に、世論調査結果によれば、国
2 や社会のことに目を向けるよりも個人生活の充実など個人個人の利益を大切にする傾
3 向にあり、そのため、互助・共助の意識も希薄なことから、貴重な学びや成長の機会・
4 場が失われ、地域社会の停滞につながる一因となっている。これまで活躍してきた社
5 会教育関係団体も、活動への参加者が十分集まらず、その役割を十分に果たしていな
6 いケースが見られる。これからの時代においては、地域社会での教育の充実に向けて、
7 様々な機関や団体等が連携しネットワーク化を図っていくことが求められている。

8 (地域コミュニティを創出する動きの広がり)

9 その一方で、各種の取組を通じて、保護者や地域住民の側に、自ら子供たちに積極
10 的に関わり支援することによって、自分たちの手で学校をより良くし、子供たちを育
11 てていこうとする意識や志が生まれつつある。また、いくつかの地域では、子供も大
12 人も自らが主体となって地域を活性化する取組に挑戦し、学校を核に、地域全体を「学
13 びの場」と捉え、まち全体の元気を取り戻しつつある。こうした意識の高まりを的確
14 に受け止め、あるいは、一層醸成していくこと等を通じ、かつての地縁を再生する
15 という視点にとどまることなく、新たに地域コミュニティを創り出すという視点に立っ
16 て、学校と地域の人々、保護者等が力を合わせて子供たちの学びや育ちを支援する地
17 域基盤を再構築していくこと、さらには、こうした取組を広げ、常に社会全体で互い
18 の幸せについて考え、そのために何ができるかを問い、学び続ける社会の形成を進め
19 ていくことが課題となっている。

20 (家庭教育が困難な現状等)

21 家庭を巡る状況としては、核家族やひとり親家庭、共働き世帯の増加など、家族形
22 態の変容やつながりの希薄化等を背景に、生活保護世帯の増加に見られる貧困問題の
23 深刻化、子育ての不安や問題を抱え孤立する保護者の増加、児童虐待相談対応件数の
24 増加など、家庭教育が困難な現状が指摘されており、決してこれらは一部の特別な家
25 庭の問題ではない。

26 このほか、昨今、子供が被害者や加害者となる様々な事件が発生しており、地域で
27 家庭や子供を見守り支えることの必要性が指摘されている。こうした観点からも、学
28 校と地域の連携・協働を一層進めることの重要性が増している。

30 (2) 子供たちの教育環境を取り巻く状況

31 (児童生徒数の減少等の状況)

32 現在、児童生徒数の減少や多様化・複雑化する社会状況の変化等を背景に、小・中
33 学校の統廃合や、高等学校の再編・統合が進んでいる。今後少子化の更なる進行によ
34 り、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化や、学校がなくなることによ
35 る地域コミュニティの衰退が懸念されており、各市町村の実情に応じた活力ある学校
36 づくりの推進が求められている。

1 (子供たちの規範意識等に関する課題)

2 地域社会や家庭を巡る問題が深刻化している中、多様な価値観を持った人々との交
3 流や体験の減少などを背景として、子供たちの規範意識や社会性、自尊意識等に対す
4 る課題、生活習慣の乱れによる学習意欲や体力・気力の低下の課題等が指摘されてい
5 る。その一方で、社会貢献への高い意欲や、柔軟で豊かな感性と国際性を備えている
6 一面も見受けられるなど、子供たちは、未来をつくっていく主役として大きな可能性
7 に満ちており、自らがこれからの未来を創り出していくという主体性ととも、その
8 可能性を最大限引き出し、開花させていくことが求められている。

9 (学校が抱える課題の複雑化・困難化等の状況)

10 学校における状況に目を転じると、いじめや暴力行為等の問題行動の発生、不登校
11 児童生徒数、特別支援学級・特別支援学校に在籍する児童生徒数、日本語指導が必要
12 な外国人児童生徒数等の増加等、多様な児童生徒への対応が必要な状況となっている
13 など、その環境は複雑化・困難化を極めており、教員だけで対応することが、質的な
14 面でも量的な面でも難しくなっている。また、子供が自ら課題を発見し、解決に
15 向けて主体的・協働的に学ぶ学習の充実など、授業革新を図っていくことが求められ
16 ている。

17 このような中、中学校等の教員を対象としたOECD国際教員指導環境調査(TA
18 LIS)において、我が国の教員は、課外活動の指導や事務作業に多くの時間を費や
19 し、調査参加国中で勤務時間が最も長いという結果が出るなど、教員の勤務負担の軽
20 減が課題となっている。教員が新たな教育課題に的確に対応し、教員としての本来の
21 職務を着実に遂行していくためには、教員が子供と向き合える時間を確保するととも
22 に、教員一人一人が持っている力を高め、発揮できる環境を整えていくことが急務と
23 なっている。

24 このほか、これまで学校のガバナンス強化の視点から、学校評議員²、学校運営協議
25 会³、学校関係者評価⁴の制度化等により、地域住民や保護者等の意見を学校運営に反映
26 させる仕組みの構築が推進されてきたが、子供たちの育成の視点、学校運営の改善・
27 充実の視点からも、地域との一層の連携・協働が課題となっている。

28 (3) 教育改革、地方創生等の動向

29 昨今の学習指導要領の改訂や教員の資質能力の向上等、様々な学校教育を巡る教育
30 改革の方向性や地方創生の動向において、子供の成長過程における地域・社会との関
31 わりの重要性や学校と地域の連携・協働の重要性などが示されている。学校と地域の
32 連携・協働の在り方を検討する上で押さえるべき主な動向は、以下のとおりである。
33

² 平成12年に学校教育法施行規則の改正により設けられた制度で、校長の求めに応じ、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者が学校運営に関して意見を述べることができる仕組み。

³ 平成16年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により設けられた制度で、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組み。

⁴ 平成19年に学校教育法及び同法施行規則の改正により設けられた制度で、地域住民や保護者等の学校関係者等が、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促し、学校運営の改善への協力を促進することを目的として行うものとして、学校に対し努力義務が課されている。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24

(学習指導要領の改訂について)

学習指導要領の改訂については、その基本的な方向性について教育課程企画特別部会で審議が進められ、本年8月に「論点整理」が取りまとめられたところである。ここでは、社会の加速度的な変化の中でも、社会的・職業的に自立した人間として、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持って、蓄積された知識を礎としながら、膨大な情報から何が重要かを主体的に判断し、自ら問いを立ててその解決を目指し、他者と協働しながら新たな価値を生み出していくことが求められるとしている。

同部会の「論点整理」では、これからの教育課程には、社会の変化に開かれ、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」⁵としての役割が期待されている。

(チームとしての学校の在り方の検討)

従来よりも複雑化・多様化している学校の課題に対応し、学校組織全体の総合力を一層高めていく必要性から、「チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会」において、これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について審議が進められている。同作業部会で審議された答申（素案）では、学校は、複雑化・困難化した課題に対応し、子供たちに求められる力を身に付けさせるため、教職員が心理や福祉などの専門家や関係機関、地域と連携し、チームとして課題解決に取り組むことが必要とされている。また、学校と地域の連携を推進するため、学校内において地域との連携の推進を担当する教職員を地域連携担当教職員（仮称）として法令上明確化することを検討するとされている。

(これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上に関する検討)

現在、教員養成部会において、これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について審議が進められている。同部会で審議された答申案では、学校は、「チーム学校」

⁵「論点整理」においては、「社会に開かれた教育課程」として、次の点が重要であると示している。

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

また、「論点整理」においては、各学校には、学習指導要領等を受け止めつつ、子供たちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づきどのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し改善していくのかという「カリキュラム・マネジメント」の確立が求められていると示している。その上で、「カリキュラム・マネジメント」を捉える三つの側面として、

- ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育内容を組織的に配列していくこと。
- ② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

を挙げており、また、「社会に開かれた教育課程」の観点からは学校内だけではなく、保護者や地域の人々等を巻き込んだ「カリキュラム・マネジメント」を確立していくことが重要であるとされている。

1 の考え方のもと、学校現場以外での様々な専門性を持つ地域の人々と効果的に連携し
2 つつ、教員とこれらの者がチームを組んで組織的に諸課題に対応するとともに、保護
3 者や地域の力を学校運営に生かしていくことが必要であること、また、新たな教育的
4 課題に対応していくためには、学校が地域づくりの中核を担うという意識を持ち、学
5 校教育と社会教育の連携の視点から、学校と地域の連携・協働を円滑に行うための資
6 質を養成していくことも重要であるとされている。

7 (小中一貫教育の制度化)

8 平成 27 年 6 月、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 46 号）」が
9 公布され、28 年 4 月から施行される。本改正は、学校教育制度の多様化及び弾力化を
10 推進するため、小中一貫教育を実施する義務教育学校の制度を創設するものである。
11 組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施す小
12 中一貫型小学校・中学校（仮称）についても、今後、省令改正により制度化される。

13 これらの制度改正の基本的な考え方は、平成 26 年 12 月の中央教育審議会答申⁶にま
14 とめられているが、同答申では、小中一貫教育の総合的な推進方策として、地域ぐる
15 みで子供たちの 9 年間の学びを支える仕組みとして、小中一貫教育とコミュニティ・
16 スクールを組み合わせる実施することが有効であり、中学校区内の小・中学校におけ
17 る一体的な学校運営協議会の設置を促進する必要がある旨、提言されている。

18 (高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革)

19 高等学校教育及び大学教育において、義務教育までの成果を確実につなぎ、それぞ
20 れの学校段階において「生きる力」「確かな学力」を確実に育み、初等中等教育から高
21 等教育まで一貫した形で、一人ひとりに育まれた力を更に発展・向上させる観点から、
22 中央教育審議会答申⁷を踏まえ、平成 27 年 1 月「高大接続改革実行プラン」が公表さ
23 れた。現在、同プランに基づき、具体的な方策が検討されている。

24 高校生を地域の活動に積極的に参画させ、地域課題の解決に取り組む学習は、「確
25 かな学力」を構成する思考力・判断力・表現力等の育成に寄与するとともに、学びへ
26 の興味と努力し続ける意志を喚起することにつながると期待される。

27 (高等学校の特性を踏まえた在り方については第 2 章第 2 節 2 (3) 参照)

28 (教育委員会制度の改革)

29 平成 27 年 4 月、教育委員会制度改革を柱とする「地方教育行政の組織及び運営に関
30 する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）」が施行された。新たな制度
31 では、全ての地方公共団体に、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議を設け
32 ることとなり、同会議においては、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実
33 情に応じた教育等の振興を図るための重点施策等について協議を行うこととなる。

34 今後、総合教育会議の活用をはじめ、首長と教育委員会がともに手を取りながら、

⁶ 「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」

⁷ 「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」
(平成 26 年 12 月 22 日中央教育審議会答申)

1 子供たちの豊かな学びと成長を一層支援していくことが重要視されており、両者のパ
2 ートナーシップの構築は、学校と地域の連携・協働を推進していく力となる。

3 (まち・ひと・しごと創生総合戦略等の決定)

4 人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取
5 り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、
6 平成 26 年 11 月、地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」が公布・
7 施行され、同年 12 月には、同法に基づき、今後目指すべき将来の方向を提示した「ま
8 ち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、これを実現するための目標や施策等を提示
9 した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定された。同戦略の中には、学校
10 を核とした地域活性化及び地域に誇りを持つ教育を推進するとともに、公立小・中学
11 校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援を行う旨が盛り込まれ
12 た⁸。

13 また、平成 27 年 6 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」で
14 は、学校を核とした地域力強化の観点から、全公立小・中学校において、学校と地域
15 が連携・協働する体制を構築するために、コミュニティ・スクールや学校支援地域本
16 部等の取組を一層促進する旨が示されている。地方創生の実現という観点からも、こ
17 れからの子供たちには、地域への愛着や誇り、地域課題を解決していく力が求められ
18 るとともに、生涯にわたる学習能力の育成の視点から学校教育を捉えていく必要があ
19 る。

20 2. 学校と地域の連携・協働の必要性

21 教育は、地域社会を動かしていくエンジンの役割を担っており、教育により、子供
22 たちの一人一人の潜在能力を最大限に引き出し、全ての子供たちが幸福に、より良く
23 生きられるようにすることが求められている。

24 学校は、全ての子供が自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることがで
25 きるよう、その基礎となる力を培う場であり、子供たちの豊かな学びと成長を保障す
26 る場としての役割のみならず、地域コミュニティの拠点として、地域の将来の担い手
27 となる人材を育成する役割を果たしていかなければならない。一方、地域は実生活・
28 実社会について体験的・探究的に学習できる場として、子供たちの学びを豊かにして
29 いく役割を果たす必要がある。

30 今なぜ、学校と地域の連携・協働が必要なのか。主な理由は以下のとおりである。
31
32
33

⁸ これに基づき、平成 27 年 1 月に策定された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」においては、地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ活力ある学校づくりを実現する観点から、市町村が、①学校統合を検討する場合の魅力ある学校づくりの一環として、統合検討プロセスから対象校に学校運営協議会を設置し、地域の意見を最大限反映させることや、②小規模校を存続させる場合の小規模デメリットの緩和策として、コミュニティ・スクールの導入を契機として学校教育活動への地域人材の効果的な参画を促すなどの工夫が盛り込まれている。

1 (これからの時代を生き抜く力の育成の観点)

2 これからの子供たちには、厳しい挑戦の時代を乗り越え、高い志や意欲を持つ自立
3 した人間として、他者と協働しながら未来を創り出し、課題を解決する力が求められ
4 ているからである。子供たちの生きる力は、学校だけで育めるものではなく、多様な
5 人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであり、地域社会とのつな
6 がりや信頼できる大人との多くの関わりを通して、心豊かにたくましく成長していく。
7 地域住民や企業、NPOなど様々な専門知識・能力を持った地域人材が関わることで、
8 将来を生き抜く子供たちに実社会に裏打ちされた幅広い知識・能力を育成することが
9 できる。

10 (地域に信頼される学校づくりの観点)

11 次に、学校が抱える課題が複雑化・困難化している状況の中、困難な課題を解決
12 していくためには、より一層地域に開かれ、地域と積極的に向き合うことで、地域に
13 信頼される学校づくりを進めていく必要がある。保護者や地域住民が学校運営に積極
14 的に参画することで、学校をより良いものにしていこうという当事者意識を高め、子
15 供の教育に対する責任を社会的に分担していくことができる。

16 (地域住民の主体的な意識への転換の観点)

17 現代社会の変容の中、子供の教育に対する責任を分担していくためには、地域社会
18 において、社会教育関係団体の努力等の他に、行政サービスなどの維持といったいわ
19 ゆる「公助」を期待する地域住民の「受け身の意識」から、「互助・共助」の視点を
20 持って自ら生活する地域を創っていくという地域住民の「主体的な意識」に転換して
21 いくことが必要である。こうした意識の醸成のためには、地域住民が「学び」を通じ
22 て新たな関係を作り、それぞれで考え、成長していくことが必要である。

23 (地域における社会的な教育基盤の構築の観点)

24 地域の未来を担う子供たちの成長は、その地域に住む人々の希望である。地域社会
25 を構成する一人一人が当事者としての役割と責任を自覚し、主体的・自主的に子供た
26 ちの学びに関わり、支えていく中で、地域住民の学びを起点に地域の教育力を再生・
27 向上し、ふるさとに根付く子供たちを育て、地域振興・再生につなげるためにも、社
28 会的な教育の基盤を構築していく必要がある。

29 (子供たちを守り、支える観点)

30 課題を抱えた保護者や子供の孤立化に対応する観点から、保健福祉部局等との連携
31 を図りながら、全ての子供たちを守り、支える地域社会の在り方が問われている。子
32 供たちの安全・安心の確保という観点からも、まずは、学校に関する活動の中で、気
33 軽に子供たちに声をかける取組から始めてみることも重要であり、学校と地域の連携
34 の中で子供の様子を見守っていくことが重要である。個人や個々の機関だけでは対応
35 が困難な課題についても、学校と地域の連携・協働により保護者や子供に必要な支援
36 を行うことで、家庭や子供の変化をもたらすことにつながる。

1 (学校と地域の「パートナーとしての連携・協働関係」への発展)

2 こうした観点を踏まえた上で、今後、学校や地域が抱える様々な課題に社会総がか
3 りで対応するには、学校と地域の関係を、新たな関係として、相互補完的に連携・協
4 働していくものに発展させていくことが必要である。すなわち、学校と地域は、お互
5 いの役割を認識しつつ、対等な協働関係を築くことが重要であり、パートナーとして
6 相互に連携・協働していくことを通じて、社会総掛かりでの教育の実現を図っていく
7 ことが必要である。

8
9
10 **第2節 これからの学校と地域の連携・協働の在り方**

11 **【ポイント】**

◆これからの学校と地域の連携・協働の姿として、以下の姿を目指す。

○地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域
とともにある学校」への転換

○地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、地域全体で学びを展開
していく「子供も大人も育ち合う教育体制」の構築

○学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地
域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」の推進

◆上記の姿を具現化していくためには、学校と地域の双方で連携・協働を推進するた
めの組織的・継続的な仕組みの構築が必要。

12
13 **1. これからの学校と地域の連携・協働の姿**

14 **(1) 地域とともにある学校への転換**

15 社会総掛かりでの教育の実現を図る上で、学校は、地域社会の中でその役割を果た
16 し、地域とともに発展していくことが重要であり、とりわけ、これからの公立学校は、
17 「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地
18 域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことを
19 目指して、取組を推進していくことが必要である。すなわち、学校運営に地域の人々
20 や保護者等が参画することを通じて、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有
21 し、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反
22 映させるとともに、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進め
23 ていくことが求められる。

24 これまでの提言⁹では、地域とともにある学校の運営に備えるべき機能として「熟議」
25 「協働」「マネジメント」の三つが挙げられており、これらはこれからの学校運営に欠
26 かせない機能として、再認識していく必要がある。

⁹ 「コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりの一層の推進に向けて」（平成27年3月 コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議）、「子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ～地域とともにある学校づくりの推進方策～」(平成23年7月 学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議)

◆地域とともにある学校の運営に備えるべき機能

- ①関係者がみな当事者意識を持ち、子供たちがどのような課題を抱えているのかという実態を共有するとともに、地域でどのような子供を育てていくのか、何を實現していくのかという目標・ビジョンを共有するために「熟議（熟慮と議論）」を重ねること。
- ②学校と地域の信頼関係の基礎を構築した上で、学校運営に地域の人々が「参画」し、共有した目標に向かってともに「協働」して活動していくこと。
- ③その中核となる学校は、校長のリーダーシップのもと教職員全体がチームとして力を発揮できるよう、組織としての「マネジメント」力を強化すること。

1

2

(2) 子供も大人も育ち合う教育体制の構築

3

教育の担い手となることが社会的な文化となっていくためにも、地域の一部の人々だけが参画し協力するのではなく、地域全体で子供たちの学びを展開していく環境を整えていくことが必要であり、子供との関わりの中で、大人もともに学び合い育ち合う教育体制の構築が必要である。

4

5

6

7

地域には、学校、教育機関、首長部局等の行政機関、社会教育施設、PTA、NPO・民間団体、企業・経済団体など、様々な機関や団体等がある。また、個人として学校支援ボランティアに関わっている地域の人々もいる。子供や学校の抱える様々な課題に対応していくためにも、子供たちの生命や安全を守っていくためにも、子供を中心に据え、様々な関係機関や団体等がネットワーク化を図り、子供を支える一体的・総合的な教育体制を構築していくことが重要である。学校と地域が連携・協働するだけでなく、子供の育ちを軸に据えながら、地域社会にある様々な機関や団体等がつながり、住民自らが学習し、地域における教育の当事者としての意識・行動を喚起していくことで、大人同士の絆が深まり、学びも一層深まっていく。

8

9

10

11

12

13

14

15

16

家庭教育の支援の観点からも、家庭教育の支援を視野に入れた地域と学校の連携が進むことで、課題を抱えた保護者に対する支援の充実につながるとともに、孤立感を抱えた保護者を含む多くの保護者に対し、学校との協働による活動に参画していく機会をつくることにつながる。

17

18

19

20

(3) 学校を核とした地域づくりの推進

21

地方創生の観点からも、地域とともにある学校づくりを進めるに当たっては、学校という場を核とした協働の取組を通じて、地域への愛着や誇りを育み、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域の人々のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進していく視点も持つことが重要である。成熟した地域が創られていくことは、子供の豊かな成長にもつながり、人づくりと地域づくりの好循環を生み出すことにもつながっていく。

22

23

24

25

26

27

一方的に、地域が学校・子供たちを応援・支援するという関係ではなく、子供の育

1 ちを軸として、学校と地域がパートナーとして連携・協働し、互いに膝を突き合わせ
2 て、意見を出し合い、学び合う中で、地域も成熟化していく視点が重要である。子供
3 たちも総合的な学習の時間や、放課後・土曜日、夏期休業中等の教育活動等を通じて
4 地域に出向き、地域で学ぶ、あるいは、地域課題の解決に向けて学校・子供たちが積
5 極的に貢献するなど、学校と地域の双方向の関係づくりが期待される。

6 地域によっては、公民館等の社会教育施設を一つの拠点として、高齢者の健康維持
7 や文化の伝承等の地域課題に関わる社会教育活動を住民が主体となって活発に行っ
8 ているところもある。このような拠点が学校とつながり、双方向の関係を持つことも有
9 益である。

11 2. 学校と地域の連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築

12 本節1. で示した「これからの学校と地域の連携・協働の姿」を具現化していくた
13 めには、学校と地域の双方で連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みを
14 構築していく必要がある。まず、学校においては、地域とともにある学校に転換して
15 いくための持続可能な仕組みを導入していく必要がある。また、地域においても、地
16 域社会にある様々な機関や団体等がネットワーク化を図り、子供を支える一体的な教
17 育体制とするとともに、学校を核とした地域づくりを推進していくための仕組みを構
18 築していく必要がある。

19 現在、学校と地域の連携・協働を推進する仕組みとして、コミュニティ・スクール¹⁰
20 (学校運営協議会制度)や「学校支援地域本部」による様々な教育活動、「放課後子供
21 教室」の体験活動等を行う既存の体制¹¹がある。

22 コミュニティ・スクールは、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとし
23 て、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有するための有
24 効な仕組みであり、学校と地域の協働の基盤となるものである。

25 また、上記の地域の側の体制は、学校や地域の教育力の双方を協働して高めるなど
26 の目的で置かれ、地域の教育資源を組織化・ネットワーク化するとともに、様々な教
27 育活動等を組織的に支援する有効な仕組みであり、地域の課題に向き合い解決してい
28 く住民を育てることをも目指すものである。

29 学校と地域がパートナーとして連携・協働するには、両者がビジョンを共有し、協
30 働して子供が見える学びを展開していくことが重要であり、上記の既存の体制による
31 取組を一層推進していくとともに、地域における様々な体制等をつなぐコーディネ
32 ーターを配置する等の仕組みの構築や、既存の仕組みの更なる工夫が不可欠である。

¹⁰ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づき、当該学校の所在する地域の住民や当該学校に在籍する児童生徒等の保護者で構成される委員が当該学校の運営に関して協議する機関を置く学校。

¹¹ 国及び地方自治体で分担する補助事業「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」における学校支援地域本部や放課後子供教室等(地域コーディネーターの企画調整により地域人材の協力を得て、授業補助や学校環境整備、放課後の体験活動等、様々な教育活動の支援を実施)を行う体制。第2期教育振興基本計画(平成25年6月14日)においては、これらの取組など「保護者はもとより、地域住民の参画により子供たちの学びを支援するための体制」と記載されている。また、この他、公民館等による地域課題解決等の取組を含む様々な学校づくり、地域づくりのための活動を行う体制も含まれる。

1 このような視点に立ち、「これからの学校と地域の連携・協働の姿」を踏まえながら、
2 地域とともにある学校の在り方に関する作業部会では、これからのコミュニティ・ス
3 クールの在り方を、学校地域協働部会では、地域における様々な体制等の在り方を中
4 心に審議した。(コミュニティ・スクールの在り方については第2章、地域における様々
5 な体制等の在り方については第3章で言及)

6 なお、子供たちの生きる力を育成する観点等からすれば、学校と地域の連携・協働
7 は、公立学校にとどまらず、国立学校や私立学校においても重要なものである。第2
8 章では、学校運営協議会の制度が公立学校の管理運営の改善を図るための仕組みであ
9 ること等を念頭に、公立学校を中心に述べているものである。また、第3章における
10 地域学校協働活動についても公立学校を中心に述べているが、国立学校や私立学校が
11 所在する地域においては、それらの学校の教育方針や地域の実情を踏まえつつ、地域
12 学校協働活動に取り組むことが期待される。

13 14 15 **3. 学校と地域の連携・協働を推進するための体制整備**

16 学校と地域の連携・協働を一層推進していくためには、教育委員会内において、コ
17 ミュニティ・スクールや学校運営改善施策を担当する学校教育担当部局と、学校支援
18 地域本部や放課後子ども教室などの施策を担当する社会教育担当部局との連携・協働
19 体制の構築が不可欠である。

20 また、首長部局等との協働は、これからの教育改革の大きな柱となるものであり、
21 学校と地域の協働による取組は、地域のまちづくりや青少年健全育成、福祉、防災等
22 の分野とも関連するものである。協働による取組を円滑かつ効果的に進めていくため
23 にも、総合教育会議を積極的に活用しつつ、教育委員会と首長部局との協働体制とし
24 て、部局横断で子供の育ちを総合的・一体的に支援する体制を構築していくことが重
25 要である。

26 さらに、学校と地域の双方に、連携・協働を推進する窓口となる人材を配置するこ
27 とで、相互の役割分担を進めながら、連携・協働体制を構築・強化していくことが必
28 要である。(地域連携の推進を担当する教職員は第2章、地域コーディネーターは第3
29 章で言及)

第2章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策について

第1節 コミュニティ・スクールの意義・理念等

【ポイント】

- ◆平成16年に学校運営協議会制度が導入されて以降、コミュニティ・スクールの設置が広がり、保護者や地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組む動きが進展。
- ◆地域との連携による学校運営の改善が図られるほか、教職員の意識改革や学力、学習意欲の向上、生徒指導上の課題の解決等の成果認識がある一方、取組が保護者、地域にあまり知られていない、管理職等の負担が大きいなどの課題もあり、制度面の改善や推進方策の検討に当たっては、課題認識も踏まえた検討を進める必要。

1. コミュニティ・スクールの意義・理念

学校運営の状況が保護者や地域住民等に分かりにくく、学校の閉鎖性や画一性などの指摘がある中、時代の変化に応じて、保護者や地域住民等から、学校教育に対する多様かつ高度な要請や、開かれた学校運営を求める声が寄せられるようになっていること等を背景とし、平成16年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が改正され、学校運営協議会制度が導入された。これは、平成12年の学校評議員制度による学校と地域との連携を更に一段階進め、地域の力を学校運営そのものに生かす発想からくるものである。

学校運営協議会は、保護者や地域住民の側に、自らが学校の運営に積極的に参画することによって、自分たちの力で学校をより良いものにしていこうとする意識の高まりを的確に受け止め、学校と保護者や地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる仕組みとして意義を持つ。国は、制度導入後、学校運営協議会を設置する学校をコミュニティ・スクールと呼び、第2期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）において、コミュニティ・スクールを全公立小・中学校の1割に拡大することを成果指標と定め、その設置促進を図ってきた。

第1章で述べたように、様々な教育改革や地方創生等の動向を踏まえながら、学校と地域は一体となって協働体制を築いていく必要がある。コミュニティ・スクールの仕組みについても、制度導入から10年余が経過した今、新しい時代における学校と地域の連携・協働の姿を見つめながら、その実現にふさわしい仕組みへと創り上げていく必要がある。このため、改めてコミュニティ・スクールの意義や成果、課題等を検証した上で、制度面の改善や財政面の措置も含めた方策について審議した。

2. コミュニティ・スクールの現状等

(1) コミュニティ・スクールの現状と成果

平成27年4月現在、全国2,389校（全国5道県235市区町村の教育委員会）がコミュニティ・スクールに指定されており、幼稚園95園、小学校1,564校、中学校707校、高等学校13校、特別支援学校10校と、小・中学校を中心に指定校の数は増加してきてい

1 る。

2 平成27年度に実施したコミュニティ・スクールの実態に関する調査（以下「27年度調
3 査」という。）によると、コミュニティ・スクールに指定した理由（教育委員会が回
4 答）として、以下の理由が挙げられている。

- 5 ・学校を中心としたコミュニティづくりに有効だと考えたから
- 6 ・学校支援活動の活性化に有効と考えたから
- 7 ・学校改善に有効と考えたから
- 8 ・教職員の意識改革に有効と考えたから
- 9 ・学校評価の充実に有効と考えたから
- 10 ・教育課程の改善・充実に有効と考えたから
- 11 ・生徒指導上の課題解決に有効だと考えたから

12 ※回答数の多かった上位7項目を記載

13 また、同調査によると、コミュニティ・スクールに指定された学校（校長（幼稚園
14 の場合は園長。以下同じ。）が回答）において、以下のような成果認識が明らかとな
15 っている。

- 16 ・学校と地域が情報を共有するようになった
- 17 ・地域が学校に協力的になった
- 18 ・特色ある学校づくりが進んだ
- 19 ・学校関係者評価が効果的に行えるようになった
- 20 ・地域と連携した取組が組織的に行えるようになった
- 21 ・子供の安全・安心な環境が確保された
- 22 ・管理職の異動があっても継続的な学校運営がなされている
- 23 ・学校が活性化した
- 24 ・保護者・地域による学校支援活動が活発になった
- 25 ・学校に対する保護者や地域の理解が深まった
- 26 ・校長のリーダーシップが向上した

27 ※成果認識が7割を超えるものについて割合の高い順に記載

28 さらに、同調査によると、地域との連携により学校運営の改善が図られる中で、教
29 職員の意識改革や、学力や学習意欲の向上、生徒指導上の課題の解決等の成果認識が
30 あるほか、学校を核とした協働活動が行われることに伴って、地域の教育力の向上や
31 地域の活性化などの成果認識も明らかとなっている。

32 同様に、教育委員会に対しても、コミュニティ・スクールの導入による成果を調査
33 したところ、概ね同様の項目において、成果認識が高いことが明らかとなっている。

34 35 **（2）コミュニティ・スクールの課題**

36 コミュニティ・スクールの導入・運営に当たっての課題認識として、平成23年度に
37 実施したコミュニティ・スクールの実態と成果に関する調査（以下「23年度調査」と

1 いう。)によると、指定校(校長が回答)において、以下の課題認識が示されている。

- 2 ・学校運営協議会に対する一般教員の関心が低い
- 3 ・学校運営協議会の存在や活動が保護者・地域にあまり知られていない
- 4 ・会議の日程調整・準備に苦勞する
- 5 ・管理職や担当教職員の勤務負担が大きい
- 6 ・委員謝礼や活動費などの資金が十分でない
- 7 ・適切な委員の確保・選定に苦勞する

8 ※課題認識が5割を超えるものについて割合の高い順に記載

9 また、27年度調査によると、コミュニティ・スクール未指定の教育委員会において、
10 導入していない理由として、以下のような理由が挙げられている。

- 11 ・学校評議員制度や類似制度があるから
- 12 ・地域連携がうまく行われているから
- 13 ・すでに保護者や地域の意見が反映されているから
- 14 ・コミュニティ・スクールの成果が明確でないから
- 15 ・学校支援地域本部等が設置されているから

16 このほか、少数であるものの、管理職や教職員の負担が大きくなる、学校運営協議
17 会委員の人材がいなかった理由や、任命権者の人事権が制約される、特定の委員
18 の発言で学校運営が混乱するといった理由が挙げられている。

19 なお、コミュニティ・スクールに対する課題認識について、平成25年度に実施した
20 コミュニティ・スクールに関する調査(以下「25年度調査」という。)において、指
21 定前後の課題に対する認識の変化を調査(校長が回答)したところ、課題認識の多く
22 は、指定によって一定程度解消される傾向が見られる。

23 制度面の改善や財政面の措置も含めた方策の検討に当たっては、こうした課題認識
24 も踏まえた検討を進めていく必要がある。

27 第2節 これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方について

28 【ポイント】

◆コミュニティ・スクールの仕組みとしての学校運営協議会制度の基本的方向性

- 学校運営協議会の目的として、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化する必要。
- 現行の学校運営協議会の機能は引き続き備えることとした上で、教職員の任用に関する意見に関しては、柔軟な運用を可能とする仕組みを検討。
- 学校運営協議会において、地域等による学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、地域等の連携・協力を促進していく仕組みとする必要。
- 校長のリーダーシップの発揮の観点から、学校運営協議会委員の任命において、校長の意見を反映する仕組みとする必要。

○小中一貫教育など学校間の教育の円滑な接続に資するため、複数校で一つの学校運営協議会を設置できる仕組みとする必要。



◆制度的位置付けに関する検討

○学校が抱える複雑化・困難化した課題を解決し、子供たちの生きる力を育むためには、地域住民や保護者等の参画を得た学校運営が求められており、コミュニティ・スクールの仕組みの導入により、地域との連携・協働体制が組織的・継続的に確立。

○このため、全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべきであり、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策が必要。その際、基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいこと等を勘案しつつ、教育委員会が、積極的にコミュニティ・スクールの推進に努めていくよう制度的位置付けを検討。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26

1. コミュニティ・スクールの仕組みの基本的方向性

(1) コミュニティ・スクールの仕組みとしての学校運営協議会の役割と現行の機能の取扱い

コミュニティ・スクールの仕組みとしての学校運営協議会は、校長の作成する学校運営の基本方針の承認等を通じ、校長のビジョンを共有し賛同するとともに、地域が学校と一定の責任を分かち合い、ともに行動する体制を構築するものである。すなわち、学校と地域がビジョンや課題、情報等を共有し、熟議し、意思を形成する場であり、学校と地域が相互に協働していくための基盤となる。

学校運営協議会を導入していない教育委員会や学校の課題認識として、地域連携がうまく行われている、すでに保護者や地域の意見が反映されているといった認識があるが、学校運営協議会の仕組みを導入することによって、学校において、地域との連携・協働体制が組織的・継続的に確立され、協働の基盤が確固たるものとなる。

一方、現行制度における学校運営協議会は、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に地域住民や保護者のニーズを的確かつ機動的に反映させることで、学校の管理運営の改善を図るというガバナンス強化を目的として導入されたものであることから、ややもすれば、学校が地域住民や保護者の批判の的となるのではないかといった印象を持たれてしまうことがある。同制度は、各学校の運営に保護者や地域住民が参画することを通じて、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりが進むことが期待されるものであり、そうした理念の適切な浸透を図っていく必要がある。

このため、学校が抱える課題の解決を図り、子供たちの教育活動等を一層充実していく観点から、学校運営協議会制度について、これまでの役割を重視しつつ、学校運営の最終責任者である校長を支え、応援することで、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを推進するという役割を明確化していく必要がある。

次に、現行制度上の機能の意義や課題等について、以下に整理する。

①校長の作成する学校運営の基本方針の承認

現行制度において、指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関する基本的な方針（以下「学校運営に関する基本方針」という。）を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならないとされている。

これは、学校運営協議会が、校長とともに学校運営に責任を負っているという自覚と意識を高めるとともに、校長が作成する学校運営に関する基本方針に地域の人々や保護者等の意向を反映させることを目的としたものである。学校運営に関する基本方針の承認を通じ、育てたい子供像や目指す学校像を共有した上で、協働して教育の充実に取り組む目的意識や当事者意識の向上、役割の分担につながることから、重要な意義を持つ。

27年度調査において、学校運営協議会の機能の意義に関して調査（校長が回答、指定・未指定問わず）したところ、承認の意義としては、「学校・家庭・地域で目指す子供像・学校像を共有するため」との回答が最も多く、「保護者・地域住民の学校運営に関する当事者意識を高めるため」、「保護者・地域住民の学校理解を得るため、保護者・地域住民の意向を学校運営に反映するため」との回答が続いている。

一方、未指定の教育委員会や校長からは、学校の自律性が損なわれるのではないかとといった指摘がある。これについては、指定学校の校長は、承認された学校運営に関する基本方針に沿い、その権限と責任において教育課程の編成等の具体的な学校運営を行うことが求められるものの、個々の具体的な権限の行使の在り方や内容について、学校運営協議会の指示や承認を受けるものではなく、校長の学校運営の権限が制約されたり代替されたりするものではない。

（校長のリーダーシップの発揮の観点については本節1（4）に記載）

②学校運営に関する教育委員会又は校長に対する意見

現行制度において、学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができるとされている。

これは、学校運営協議会が、学校運営に関して協議する機関として設置されるものであることから、基本方針の承認にとどまらず、当該学校の運営全般について、広く保護者や地域住民等の意見を反映させる観点から意見を申し出ることができる旨を明確にしたものである。学校運営に関する意見を通じ、地域の人々や保護者等とともに考え行動することで、学校運営の改善につながるなどの意義がある。

前述の学校運営協議会の機能の意義に関する調査によると、教育委員会に対する意見の意義としては、「学校の教育課題の解決を図るため」との回答が最も多く、「保護者・地域住民の意向を学校運営に反映するため」、「保護者・地域住民の学校運営に関する当事者意識を高めるため」との回答が続いている。また、校長に対する意見の意義としては、「保護者・地域住民の意向を学校運営に反映するため」との回答が最も多く、「保護者・地域住民の学校運営に関する当事者意識を高めるため」、「学校運営の点検と見直しを図るため」、「学校の教育課題の解決を図るため」との回答が続いて

1 いる。

2 さらに、同調査によると、学校運営協議会の意見によって実現した具体的事項とし
3 て、「地域人材が活用されるようになった」との回答が最も多く、「生徒指導の創意工
4 夫が図られた」、「施設・設備の整備が図られた」、「学習指導の創意工夫が図られた」、
5 「新たな教育活動の時間が生まれた」などの回答が続いている。

7 ③教職員の任用に関する教育委員会に対する意見

8 現行制度では、学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関す
9 る事項について、任命権者に対して意見を述べることができるとされている。

10 これは、当該学校の運営の基本方針を踏まえて実現しようとする教育目標・内容等
11 に適った教職員の配置を求める観点から、教職員の任用に関しても意見を申し出るこ
12 とができる旨を明確にしたものである。教職員の任用に関する意見を通じ、学校の抱
13 える課題の解決や教育の充実のために必要な校内体制の整備充実が図られるなどの
14 意義がある。

15 前述の学校運営協議会の機能の意義に関する調査によると、教職員の任用に関する
16 意見の意義としては、「教職員体制を改善するため」との回答が最も多く、「教職員の
17 意識改革を進めるため」との回答が続いている。

18 また、25年度調査によると、実際に教職員の任用について意見が出された学校の
19 割合は、指定校の約16%であり、意見の内容としては、教職員人事に関する一般的
20 要望が約64%を占めている。

21 一方、未指定の教育委員会や校長からは、任用の意見の申し出で人事が混乱するの
22 ではないか、学校運営協議会と都道府県教育委員会、市町村（特別区を含む。以下同
23 じ。）教育委員会、校長の権限関係が曖昧であり不安であるといった指摘がある。

24 これについて、法律上、教職員の任用に関する意見については、任命権者に対し、
25 学校運営協議会から指定学校の職員の任用について意見が示された場合、当該職員の
26 任用に当たり、意見を尊重する旨の規定があり、任命権者は学校運営協議会の意見を
27 尊重し、その内容を実現するよう努める必要があるが、これによって、任命権者の任
28 命権（地教行法第37条）の行使そのものを拘束するものではなく、任命権者は、市
29 町村教育委員会の内申¹²や人事評価¹³の結果等を総合的に勘案し、職員の任用を行う
30 こととなる。また、学校運営協議会を設置する学校であっても、市町村教育委員会の
31 内申権（地教行法第38条）、校長の意見具申権¹⁴（地教行法第39条）そのものに変
32 更が生ずるものではない。さらに、採用その他の任用に関する事項とは、採用、昇任、
33 転任であり、分限（免職、休職、降任、降級）、懲戒（免職、停職、減給、戒告）、勤
34 務条件（給与、勤務時間の決定）等は意見の対象とならないものとされている。

¹² 県費負担教職員については、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の内申をまって、任免その他の進退を行うものとされている（地教行法第38条）。

¹³ 平成26年6月に地方公務員法が改正され、人事評価制度が導入される予定であり（平成28年4月施行予定）、改正後の同法では、人事評価制度を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とする旨が規定されている。

¹⁴ 当該教職員が在籍する学校の校長は、所属の職員の任免その他の進退に関する意見を当該市町村教育委員会に申し出ることができることとされている（地教行法第39条）。

1 実際には、25 年度調査において、指定前後の課題に対する認識の変化を調査（校長
2 が回答）したところ、「任用の意見の申し出で人事が混乱しないか」といった課題意
3 識について、指定前に約 23%であった割合が、指定後には約 1%に低減されており、
4 指定により課題は解消される傾向にある。

5 このため、改めて、国は教育委員会等に対し、学校運営協議会の権限についての正
6 確な解釈も含めた周知徹底を図るとともに、校長が自身の学校の教育目標等の達成の
7 ために本機能を有効に生かしていくことができるよう、その意義や成果等について理
8 解を促していくことが求められる。一方、依然として教職員の任用に関する意見に対
9 する抵抗感が強く、学校運営協議会設置の足かせとなっている実態も存在することか
10 ら、教職員の任用に関する意見については、柔軟な仕組みの在り方を求める声が強
11 いことにも配慮する必要がある。

12 13 **(現行の機能の取扱い)**

14 現行の学校運営協議会制度は、「地域とともにある学校」の理念を実現させるための
15 有効な仕組みであり、地域の人々や保護者が学校の運営に真に参画し、協働すること
16 を保障するために、少なくとも同協議会が具備すべきとされた機能が現行法に規定さ
17 れている三つの機能である。現行制度が有する意義や成果等を踏まえると、学校運営
18 協議会は、法律上の機能である「学校運営の基本方針の承認」、「学校運営に関する意
19 見」及び「教職員の任用に関する意見」の三つの機能を備えるべきである。その上で、
20 教職員の任用に関する意見については、これまでの心理的抵抗を払拭し、学校運営協
21 議会を新たに導入しようとする積極的な検討を促す観点から、柔軟な運用を確保する
22 仕組みとしていくことも検討すべきである。

23 24 **(2) 学校支援の総合的な企画・立案、連携・協力の促進の観点**

25 現行制度において学校運営協議会が有する機能は、既述のとおり、学校のガバナ
26 ス強化のための機能となっているが、学校・家庭・地域の信頼関係や協力関係を築
27 ていくことが、学校運営協議会の取組を充実していく鍵である。

28 23 年度調査によると、学校運営協議会を設置し学校支援活動を実施している学校
29 では、学校の活性化や学校関係者評価の効果的な実施などの「学校運営の改善」、児童生
30 徒の学習意欲の向上や生徒指導上の課題解決などの「児童生徒の変容」、教職員の意識
31 改革や教職員の子供と向き合う時間の増加などの「教職員の変容」、学校に対する保護
32 者や地域の理解の深まりや保護者や地域からの苦情の減少などの「保護者・地域連携
33 の変容」、家庭や地域の教育力の向上などの「学校外の変容」といった様々な面で成果
34 認識が有意に出ている。承認した基本方針の達成に向かって、地域全体とともに前進
35 し行動していくことは、当事者意識等の向上につながり、学校はよりよく発展してい
36 く。

37 学校が抱える課題の解決を図り、子供たちの教育活動等を一層充実していく観点か
38 らも、地域住民等による学校の教育活動等を支援する機能は欠かせないものとなって

1 おり、学校運営協議会の機能として支援機能を位置付けている割合は約 68%と、実態
2 からも支援機能の必要性が整理できる。ある教育委員会では、学校運営協議会に、協
3 議する機能に加え、学校教育を支援する機能を持たせた上で、承認した教育目標の実
4 現に向けて、学校、家庭、地域、そして子供たち自身が熟議を行い、それぞれの立場
5 でできることを具体的に示した行動指針（パワーアップアクションプラン）を策定し
6 ており、各々の組織・場で主体的な取組を実践することで、より質の高い学校教育の
7 実現につながっている。

8 このように、協議会において学校運営の方向を協議し支援を行うという構造を取る
9 ことで、学校運営の基本方針を踏まえた教育支援活動が展開できる、学校・家庭・地
10 域が課題や情報等を共有することで地域の人々や保護者による学校支援が活性化され
11 るなどの意義がある。

12 27年度調査によると、指定校（校長が回答）において、学校運営協議会が学校支援
13 に関わることによる成果として、以下のような成果認識が明らかとなっている。

- 14 ・より特色ある学校づくりを展開することができた
- 15 ・学校運営協議会の意見等によって学校のニーズにより的確に対応した支援を受けた
- 16 ・学校支援組織の人材を確保しやすくなった
- 17 ・より持続可能な学校支援活動を受けることができた
- 18 ・学校支援活動が活性化した
- 19 ・より組織的かつ計画的に学校支援活動を受けることができた
- 20 ・学校運営協議会の活動自体が活性化した
- 21 ・学校運営協議会の意見等によって、保護者・地域のニーズにより的確に対応した支
22 援を受けた
- 23 ・学校運営のより確実なPDC Aサイクルの確立につながった
- 24 ・保護者や地域住民等の学校運営への参画の機運が高まった
- 25 ・学校支援ボランティア等が教育目標などを共有することによって保護者・地域の当
26 事者意識が高まった

27 ※成果認識が7割を超えるものについて割合の高い順に記載

28 こうした意義や成果等を踏まえ、学校運営協議会が法律上有している役割の重要性
29 を押さえた上で、学校の総合力を高め、一層活性化させていくためには、学校運営協
30 議会が、学校に対する地域の人々の理解や協力、参画を促し、学校を支える基盤であ
31 るという観点を明確化していくことが必要であり、学校運営協議会において、地域等
32 による学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、地域等における連携・協力を促
33 進していく仕組みとしていく必要がある。

34 この際、こうした仕組みを検討するに当たっては、当該機能がトップ・ダウン型で
35 一方的に展開されることなく、地域住民と教職員とが協働で企画したり活動を実施す
36 るなど、学校と地域の協働的な活動が展開されるよう配慮することが必要であり、ま
37 た、子供の学びを中心に据えた協働的な活動を通じ、地域づくりに発展していく取組
38 を推進していく視点も有効であり、第3章で示す「地域学校協働本部（仮称）」との連

1 携・協働にも留意する必要がある。
2

3 (3) 学校評価との一体的な推進の観点

4 現状としては、各学校や地域の実情等に応じて、学校運営協議会の機能として学校
5 評価の機能を位置付けている割合が約 78%に至っている状況であり、学校関係者評価
6 委員を学校運営協議会委員が兼務し、学校運営協議会の機能の一つとして学校関係者
7 評価を実施している、学校運営協議会で評価結果と併せて、改善に向けた支援策を協
8 議し実施しているなどの実態が見られる。

9 学校運営協議会と学校関係者評価を一体的に推進することで、成果や課題の共有、
10 取組の改善に生かし、学校運営の評価・改善サイクルが充実していくなどの意義があ
11 る。また、学校運営協議会において学校評価を行うことで、様々な課題が共有され、
12 そのための具体的な対策を協議会で協議し、具体的な改善にもつながっている、次年
13 度の学校運営の基本方針等に着実に生かされており、学校運営協議会委員の参画意識
14 の向上につながっているなどの成果も指摘されている。

15 学校関係者評価の質を高め、より実効性を高める観点から、学校運営協議会の設置
16 促進の観点からも、すでにある学校関係者評価委員会をベースに学校運営協議会を導
17 入していくことが有効であることから、学校教育法体系上位置付けられている学校関
18 係者評価について、学校運営協議会と有機的に組み合わせ、両者を一体的に運用して
19 いくことを積極的に推進する。その際、教育委員会規則において、学校評価の部会な
20 どを設置できる規定を盛り込む等により、学校運営協議会の機能として、効果的な学
21 校評価を実施していくことが有効である。

22 一方、学校運営協議会が形骸化しないためには、実効性ある運営と併せ、学校運営
23 協議会の取組そのものも適正に評価される必要があることから、教育委員会における
24 定期的な点検・評価の実施を一層推進していくことが必要である。その際、教育委員
25 会にとどまらず、第三者も含めた点検・評価を実施することも有効である。
26

27 (4) 校長のリーダーシップの発揮の観点

28 学校における一切の事柄の責任と権限は、最終的には教育委員会が有するものであ
29 るが、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」(学校教育法第 37 条第 4 項)
30 ものとされており、日常的な学校運営は、校長の責任と権限に基づいて処理される。
31 未指定の教育委員会や校長からは、現行の学校運営協議会の仕組みにおいて、校長と
32 学校運営協議会委員が対立しないか、特定委員の発言で学校運営が混乱するのではな
33 いかという不安感を抱く声があるが、既述のとおり、学校運営協議会が設置された場
34 合であっても、学校運営の責任者として教育活動等を実施する権限と責任は校長が有
35 するものであり、学校運営協議会が校長に替わり学校運営を決定、実施する権限を持
36 つものではない。

37 大切なのは、校長が、学校運営協議会の委員に対し、子供たちをどのような方針で
38 育てていくのか、学校の教育ビジョンを示し、意識や取組の方向性の共有を図ること

1 であり、学校運営協議会は、基本方針を承認した限りは、校長とともに責任感をもつ
2 て行動する体制を構築していくことが重要である。

3 複雑化・多様化した課題を抱える学校を変え、学校の教育力を向上させていくため
4 には、校長のリーダーシップが一層発揮される環境を整備するとともに、学校運営協
5 議会の委員として、自らが学校の運営に積極的に参画することによって、学校をより
6 よいものにしていくという当事者意識と意欲を持ち、学校とともに行動していける人
7 材を確保していく必要がある。

8 多くの教育委員会においては、学校運営協議会の委員の任命に際し、校長の推薦を
9 得たり意見を聴取するなどの工夫をしている状況も踏まえ、校長のリーダーシップの
10 発揮の観点から、学校運営協議会委員の任命において、校長の意見を反映する仕組み
11 としていく必要がある。なお、校長のリーダーシップの発揮の観点からも、本節1(2)
12 の学校支援の総合的な企画・立案等を行える仕組みとしていくことが望ましい。

13 14 **(5) 小中一貫教育への対応など学校間連携の推進の観点**

15 地域ぐるみで子供たちの義務教育9年間の学びを支える仕組みとして、中学校区の
16 複数の学校が連携した教育支援体制を構築することは重要であり、小中一貫教育とコ
17 ミュニティ・スクールを有機的に組み合わせる大きな成果を上げている例も見られる。
18 これらの一体的な導入により、保護者、地域住民と教職員とが、学校の教育目標や、
19 学校・子供が抱える課題やその解決策等を9年間を見通して共有し、より広い地域か
20 らの組織的・継続的な学校支援体制を整えることが可能となる。特に小中一貫教育を
21 これから導入しようという地域においては、導入前から関係の小学校・中学校に学校
22 運営協議会を合同で設置し、学区の保護者や地域住民の意見を反映させながら、新た
23 なカリキュラムや学校施設の在り方等を具体的に構想していく工夫も考えられる。

24 また、今後制度化される小中一貫型小学校・中学校（仮称）においては、一貫教育
25 の実質を適切に担保する観点から、学校間の意思決定の調整システムを整備すること
26 が要件として定められる予定であるが、具体的なシステムとしては、学校間の総合調
27 整を担う校長を定めることや、あるいは、一体的なマネジメントを可能とする観点か
28 ら小学校・中学校の校長を併任させることに加え、学校運営協議会を関係校に合同で
29 設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にして
30 おくことなどが想定されている。

31 小中一貫教育とコミュニティ・スクールを組み合わせるためには、中学校
32 区で一つの学校運営協議会を置くことが有効であるが、現行の地教行法では学校運営
33 協議会は各学校に設けることとなっていることから、学校ごとに学校運営の基本方針
34 を別々に承認することとなり、9年間を通じた方針・目標等の共有がしにくいという
35 課題がある。このため、小・中学校の学校運営協議会をリンクさせるために学校運営
36 協議会委員全員を関係する全ての学校の委員として併任させたり、各学校に協議会を
37 設けた上で、更にその上に小中合同の会議を開催したりするなどの工夫を講じている
38 例もあるが、委員や事務局となる学校の大きな負担につながっている。

1 一方、27年度調査によると、複数校まとめた学校運営協議会を設置できるようにす
2 ることを希望（校長が回答、指定・未指定問わず）する割合は約64%にのぼる。

3 このため、小中一貫教育の取組を一層充実する上でも、中学校区内の複数の小・中
4 学校における一体的な学校運営協議会の設置を促進することが有効であり、学校運営
5 協議会を学校ごとに設置することを基本としつつ、小中一貫教育など学校間の教育の
6 円滑な接続に資する観点から、複数校で一つの学校運営協議会を設置できる仕組みと
7 していく必要がある。

8 この際、9年間一貫した教育目標や教育課程等の基本方針の承認のほか、保護者や
9 地域住民のニーズを踏まえた、小中一貫教育の軸となる独自教科の検討、9年間一貫
10 した学校運営に対する意見の聴取、9年間を通じた学校支援や学校関係者評価の実施
11 など、そのメリットを最大限生かした運営がなされるとともに、負担軽減策も含め、
12 より効果的かつ効率的な運営がなされるよう配慮していくことが求められる。また、
13 小中一貫教育以外にも、幼稚園も含めた中学校区全体の連携、中高一貫教育など、多
14 様な学校間の教育の接続・連携にも配慮することが求められる。

15 16 2. コミュニティ・スクールの仕組みの必置の検討について

17 教育再生実行会議が平成27年3月に取りまとめた第六次提言「「学び続ける」社会、
18 全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」において、教育がエン
19 ジンとなって地方創生を成し遂げる必要があるという理念のもと、学校は、人と人
20をつなぎ、様々な課題へ対応し、まちづくりの拠点としての役割が求められるとの観点
21から、「全ての学校において地域住民や保護者等が学校運営に参画するコミュニティ・
22 スクール化を図り、地域との連携・協働体制を構築し、学校を核とした地域づくり（ス
23 クール・コミュニティ）への発展を目指すことが重要」と提言された。また、
24 そのために、「国は、コミュニティ・スクールの取組が遅れている地域の存在を解消し、
25 一層の拡大を加速する。このための制度面の改善や財政面の措置も含め、未導入地域
26 における取組の拡充や、学校支援地域本部等との一体的な推進に向けた支援等に努め
27 る。そして、全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・
28 協働した活動を展開するための抜本的な方策を講じるとともに、コミュニティ・スク
29 ールの仕組みの必置について検討を進める」ことが提言された。

30 このことを受け、本作業部会では、学校運営協議会制度の基本的方向性を踏まえた
31 上で、以下の観点も含めて、コミュニティ・スクールの仕組みの必置について審議し
32 た。

- 33 ・学校や地域の状況
- 34 ・市町村や学校の規模との関係
- 35 ・幼稚園、高等学校、特別支援学校の特性を踏まえた在り方
- 36 ・小規模自治体における教育委員会と学校運営協議会との関係の取扱い

1 (1) 学校や地域の状況

2 現在、学校と地域の連携・協働体制の一環として、法律に基づく学校運営協議会を
3 置くコミュニティ・スクールのほかにも、学校評議員をはじめ、地域による学校運営
4 への関わり方には様々な形がある中、類似の仕組みの導入により、コミュニティ・ス
5 クールへの不要感を指摘する声がある。

6 学校評議員については、平成24年3月現在で公立学校は80.2%の設置率となってお
7 り、校長の求めに応じ、学校運営に関し、地域の人々や保護者の意向を把握し反映す
8 ることができる仕組みであるものの、

- 9 ・会合開催数が少なく、学校評議員が学校の実態を十分に把握しておらず、議論が活
10 発化しない、
- 11 ・地域の名誉職が評議員となるため、地域のご意見番という性格が強く、組織的では
12 なく個人的な動きになりやすい、
- 13 ・建設的な意見がなく、形式的で学校が一方的に報告する会議となっている、
- 14 ・様々な助言はもらえるものの、課題解決のアクションを起こすのが学校だけではオ
15 ーバーワークで機能しない

16 など、実質的な制度の形骸化等について指摘がある。25年度調査によると、調査に回
17 答した半数以上の学校の校長は学校評議員制度が形骸化していると認識している。

18 また、27年度調査によると、学校運営協議会の設置に伴い、学校評議員又は類似制
19 度を廃止又は停止している学校の割合は約77%という状況であり、そのうち、「学校評
20 議員を学校運営協議会委員とし、さらに新たな人材も委員に加えた」が約50%、「学校
21 評議員のうち一部を学校運営協議会委員に移行させた」が約29%という状況である。

22 同調査によると、「学校運営協議会の設置によって、学校支援活動や学校評価などの
23 活動が積極的に展開できている」との回答が約67%、「学校運営協議会委員は学校評議
24 員等よりも当事者意識が高い」との回答が約62%、「学校運営協議会は学校評議員等よ
25 りも活発に意見を出してくれる」との回答が約60%という状況である。

26 一方、中には、〇〇型コミュニティ・スクールといった名称で、法律に基づかない
27 もの、独自に学校運営協議会類似の仕組みを取り入れ、地域の人々や保護者等が活
28 発に学校運営に参画している地域もある。そうした地域においては、学校と地域の協
29 働関係・信頼関係の土台ができてきている面もあり、教育長・校長の声として、類似の仕
30 組みも含めた多様なコミュニティ・スクールの在り方を求める声もある。

31 既述のとおり、学校運営協議会は、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを
32 保護者や地域と共有し、目標の実現に向けてともに協働していく仕組みであり、類似
33 の仕組みから法に基づく学校運営協議会に発展することで、学校において地域との連
34 携・協働体制が組織的・継続的に確立されるという魅力・メリットが存在する。学校
35 と地域の連携・協働体制を一時的なものとしてせず、持続可能な仕組みとして発展・充
36 実していく上で、制度的な位置付けの意義は大きい。また、学校と地域において共通し
37 たビジョンをもった取組の展開が可能となる、学校運営の基本方針の承認を通じて、
38 地域の人々や保護者に対する説明責任の意識が向上するとともに、地域の人々や保護

1 者の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能となる魅力・メリットもある。

2 このため、国は、学校評議員制度からコミュニティ・スクールへの移行を積極的に
3 促すとともに、〇〇型コミュニティ・スクールなど、学校運営協議会制度によらずに
4 地域の人々や保護者等が学校運営に参画する仕組みを構築している取組についても、
5 コミュニティ・スクールへの過渡的な段階の姿として捉え、コミュニティ・スクール
6 への移行を促進していくことが重要である。なお、新たに学校運営協議会を置く場合
7 には、教育委員会の判断により学校評議員を廃止又は活動を停止するなど、それぞれ
8 の学校の実情に応じて、効率的・効果的な活用を図ることが重要であることを併せて
9 示していく必要がある。

10 11 **(2) 市町村や学校の規模との関係**

12 27年度調査によると、コミュニティ・スクールの指定を行っていない理由について、
13 自治体規模別に見ると、小規模自治体においては、「地域連携がうまく行われている」、
14 「すでに保護者や地域の意見が反映されている」といった回答のほか、「学校運営協議
15 会委員の人材がない」といった回答が有意に高い状況であった。本調査からもわか
16 るように、小規模な自治体では学校運営協議会の委員の確保が難しい側面があり、ま
17 た、小中一貫教育以外の学校間連携のネットワークも必要となることが多い。

18 また、同調査によると、「学校ごとではなく複数校まとめた学校運営協議会を設置で
19 きるようにすることが望ましい」との回答（校長が回答、指定・未指定問わず）につ
20 いて、自治体規模別（区市町村別）に見ると、小規模自治体であるほど回答が高い傾
21 向がある。また、学校規模別に見ても、小規模学校であるほど回答が高い傾向がある。

22 こうした実態や、小規模の学校においては多様な教育環境が十分に確保できていな
23 い現実があることを鑑みると、小規模の学校のネットワークをガバナンスの面から支
24 える観点から、複数校における学校運営協議会の設置は有効である。

25 その際、単に小規模だから一つにまとめるという物理的な要件のみを設定するの
26 ではなく、学校間のネットワーク化を通じて子供をどう育てていくかというグランドデ
27 ザインや、教育課程上の接続を図るなど、異なる学校の間における教育の円滑な接続
28 や連携を図る観点等を要件として設定していくことが求められる。

29 なお、小規模な自治体においても、学校運営協議会、教育委員会、学校が適切に連
30 携・協力して運用がなされることにより、各学校の運営の改善にとどまらず、教育行
31 政全体の活性化の面、まちづくりや地域活性化の面での効果も期待される。

32 33 **(3) 幼稚園、高等学校、特別支援学校の特性を踏まえた在り方**

34 全国的に見ると、コミュニティ・スクールは小・中学校を中心に指定校が増加して
35 おり、幼稚園は95園、高等学校は13校、特別支援学校は10校とごく一部にとどまっ
36 ている。このため、本作業部会では、幼稚園、高等学校及び特別支援学校の特性を踏
37 まえたコミュニティ・スクールの在り方についても審議した。

38 子供たちの生きる力は学校だけで育むものではなく、地域や社会の多様な人々と関

1 わり、育まれるものであることは、どの段階においても変わるものではない。地域や
2 社会を支える子供たちを育成していくためにも、学校種の特性を生かしつつ、幼児・
3 児童・生徒の発達段階等に応じて、地域や社会との協働体制を構築していく必要があ
4 る。

5 6 (幼稚園の特性を踏まえた在り方)

7 幼児期に家庭や地域の人々など、様々な人に愛情をもって関わってもらうことが、
8 幼児期の豊かな体験となり、地域への愛着や誇りを持つ基盤となる。子供が地域で活
9 躍する活動や場をつくることで、自己肯定感も育つ。

10 また、子供たちの健やかな成長のためにも、幼稚園、家庭、地域がそれぞれの役割
11 と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制を構築していく必要がある。

12 具体的には、学校運営協議会を地域において幼児期から子供の育ちを一体的に考え
13 る場としていくことが重要であり、卒園児の保護者や区域の小学校や教育・保育施設
14 の関係者等の協力を得ることで、小学校との円滑な接続や教育・保育施設との円滑な
15 連携の推進等が期待される。

16 17 (高等学校の特性を踏まえた在り方)

18 高等学校は、全日制・定時制・通信制、普通科・専門学科・総合学科など、様々な
19 課程や学科等があり、それぞれに特有の学校運営の在り方などの特性が存在している。
20 また、義務教育諸学校とは異なり、生徒の選択により入学する学校種であるため、通
21 学区域が広範囲に渡ることにも留意する必要がある、広く社会との関わり・連携を深
22 めていく視点が求められる。

23 高等学校において広く地域や社会の意向を反映することは、学校運営の改善につな
24 がり、学校の個性化や特色づくりに資するものである。具体的には、これまで培われ
25 た地域や社会との関係を生かして、学校運営協議会を通じ、学校が所在する地域の住
26 民や近隣の大学の教員、地元の商店街、企業関係者等の協力を得ることで、

27 ・地域の差し迫った課題を高校生自らが地域と協働して解決していく地域課題解決型
28 学習を実施したり、町おこしイベント等の企画・実施を通じて地域の活性化を図る
29 など、高校、地域の双方向的な魅力を発信したり、

30 ・キャリア教育を推進する観点から、当該高校の周辺地域の企業等と連携協力してイ
31 ンターシップなどを実施したり、

32 ・専門高校などにおいて、地域産業と連携し、職場で実践的な技術研修を実施したり、
33 特別非常勤講師などとして招聘して授業を実施するなど、

34 学校の活性化や教育の質の向上に資するとともに、地方創生の観点からも、地域の課
35 題解決、地域活性化に資することが期待される。

1 (特別支援学校の特性を踏まえた在り方)

2 これからは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相
3 互に認め合える全員参加型の社会である「共生社会」を目指す必要がある。

4 このため、障害のある子供が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参
5 加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等の連携を強化し、社会全体の様々
6 な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、地域住民との連携・協働を一層推
7 進し、障害のある子供の教育の充実を図ることが重要である。

8 障害者に対する理解を推進することにより、周囲の人々が障害のある人や子供とと
9 もに学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎をつくって
10 いくことが重要であり、コミュニティ・スクールを通じて、学校と地域が協働しなが
11 らこうした環境を醸成していくことは、共生社会の構築につながる。

12 具体的には、学校運営協議会を通じて、地域の人々や保護者に加え、医療、保健、
13 福祉等の代表等の協力を得ることで、子供たちが自立し社会参加できる環境の充実を
14 図るほか、地元の職業センター等の代表の協力を得て、地場産業への就労を目指す教
15 育課程の工夫や地域の特産品を活用した作業製品の開発・販売を進めるなどにより、
16 学校の活性化や教育の質の向上、さらには、共生社会の実現に資することが期待され
17 る。

18 また、センター的機能¹⁵の役割を果たす特別支援学校が有する資源（教材・教具、施
19 設・設備、特別支援教育に関する相談・情報提供等）の有効活用を図ることを通じて、
20 地域の活性化に貢献していくことも期待される。

22 (4) 小規模自治体における教育委員会と学校運営協議会との関係の取扱い

23 小規模自治体の場合、学校運営協議会と教育委員会の関係について、両者の機能・
24 権限や委員が重なるのではないかとといった課題が指摘される。

25 学校運営協議会は地教行法第 47 条の 5 に基づき、校長が作成する学校運営に関する
26 基本方針を承認する機能等を有する。一方、教育委員会は地教行法第 21 条に基づき、
27 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する管理・執行権
28 限等を有する。

29 両者の法律上の機能・権限は異なるものであり、一体として捉えることはできない
30 ものであるが、教育委員には、単に一般的な識見があるというだけではなく、教育に
31 対する深い関心や熱意が求められることから、例えば、PTAや地域の関係者、コミ
32 ュニティ・スクールにおける学校運営協議会の委員などを選任することは有効である。

15 学校教育法第 74 条に基づき、特別支援学校は小・中学校等や保護者に対し、障害のある児童生徒等の教育についての助言又は援助を行う。平成 17 年 12 月の中央教育審議会答申で示されたセンター的機能の例示は以下のとおり。ア 小中学校等の教員への支援機能、イ 特別支援教育に関する相談・情報提供機能、ウ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能、エ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能、オ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能、カ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能。

1 (5) これからの学校運営協議会の制度的位置付けの検討

2 学校運営協議会の設置については、公立学校を設置・管理する権限を有する自治体
3 の教育委員会において、学校や地域の実態などを十分に踏まえて、学校ごとに判断さ
4 れることが望ましいとされ、現行制度上、任意設置とされている。

5 本作業部会では、現在の学校や子供たちが抱える課題等を解決し、学校が組織とし
6 ての力を発揮していくために、全ての学校が、地域とともにある学校としてコミュニ
7 ティ・スクール化を図り、学校と地域の連携・協働体制を構築していくことを目指す
8 べきとの視点に立ちながら、コミュニティ・スクールの仕組みの必置に係る検討の一
9 環として、学校運営協議会の制度的位置付けについて審議を行った。

10 学校運営協議会の制度的位置付けの見直しを求める意見としては、以下のような意
11 見が挙げられる。

- 12 ・学校運営協議会は学校と地域に様々なポジティブな影響を与える可能性があること
13 から、仕組みを必置とすることが望ましい。
- 14 ・徹底した理解を図り、人の配置や予算面での支援などにより誘導を図っていくこと
15 で、必置ということも無理ではない。
- 16 ・全ての学校をコミュニティ・スクールとするならば、既存の様々な取組を制度に位
17 置付けることで、停滞しがちな面もある既存の取組を安定させ持続可能な取組とし
18 ていけるといった面をアピールしていく必要がある。
- 19 ・地方創生の実現の観点からも、開かれた学校にとどまるのではなく、地域ととも
20 にある学校に転換する必要がある、責任を持って地域が学校運営に参画していく仕組
21 みとして、学校運営協議会の仕組みを必置として考えていく必要がある。
- 22 ・人口減少が加速している中、学校を核にするならば、コミュニティ・スクールは必
23 然である。類似の仕組みにとどまることなく、法令に基づいて設置される学校運営
24 協議会に一定の権限と責任を担保させることが重要である。

25
26 一方、学校や地域の実情を踏まえた在り方を求める意見としては、以下のような意
27 見が挙げられる。

- 28 ・実態に合った取組ができるよう段階的仕組みとすべきである。
- 29 ・小・中学校は地域との関連性が深いことから必置とすることが望ましいが、それ以
30 外の学校種は通学区域が広域で一律必置は難しく、取組を検証しながら導入を促進
31 していくことが望ましい。
- 32 ・全ての学校にコミュニティ・スクールの仕組みを取り入れるのであれば、そのハー
33 ドルを下げていかなければならないし、難しい仕組みにはしてはいけない。
- 34 ・今の学校運営協議会の仕組みを必置として押しつけることは得策でない。
- 35 ・全校をコミュニティ・スクールとするにしても、トップ・ダウンで一気に進めてい
36 くのではなく、各自治体にモデル校を指定し、成功体験を積み重ねた上で、モデルケ
37 ース化していくような地域の納得性を得られた形で制度を広げていく方法もある。

1 また、本作業部会では、教育委員会・教育長関係団体や校長・園長会からも意見聴
2 取を行った。意見の多くは、これからの学校運営に当たっては、地域との連携・協働
3 は不可欠であり、学校・地域の連携・協働を推進するツールとして、コミュニティ・
4 スクールの仕組みの意義や設置の促進は必要であると認識しつつも、一律に導入を促
5 すのではなく、学校や地域の実情等を踏まえた柔軟な在り方が望ましいといったもの
6 である。以下、主な意見を挙げる。

- 7 ・法定の学校運営協議会を設置していなくとも、類似の取組を行うなど、実質的に同
8 等の活動を展開し地域との連携を図っている学校も少なからずある。こうした中、
9 全ての学校に現行の学校運営協議会を必置とすることは実現が困難であるとする。
10 このため、顕在化している課題にしっかりと対応した情報発信の改革と支援措置の
11 拡充を図るとともに、学校や地域の実情に応じて一部の機能のみを有する学校運営
12 協議会を置くことができるなど、弾力的な制度設計とすべきである。
- 13 ・学校評議員制度、学校支援地域本部、学校関係者評価など、様々な仕組みに、更に
14 学校運営協議会も設置することにより学校の負担となることは避けるべきである。
15 全国的にコミュニティ・スクールを推進するに当たっては、実態に合った取組がで
16 きるよう段階的の仕組みとすべきであり、財政確保と人材確保の保障が必要である。
- 17 ・地域とともにある学校を目指すために学校運営協議会を導入していく方向性は妥当
18 である。一方、全国的に広めていくためには、地域性を考慮の上、柔軟な形態と多
19 様性を認め、拙速な実施にならないよう配慮するとともに、国として予算的な裏付
20 けを継続的に保障すべきである。

21 22 (これからの学校運営協議会の制度的位置付け)

23 これまで述べてきたとおり、現在、学校が抱える課題が複雑化・困難化している状
24 況の中、困難な課題を解決し、子供たちの生きる力を育てていくためには、地域住民
25 や保護者等の参画を得て、力を合わせて学校運営を行っていくことが求められており、
26 第1章で述べた社会の動向や子供たちの教育環境を取り巻く状況等を踏まえれば尚更、
27 その必要性は増している。学校運営協議会の仕組みを導入することで、学校・家庭・
28 地域が育てたい子供像や目指す学校像を共有し、一体となって子供たちを育み、課題
29 の解決に取り組むことが可能となる。また、本制度の導入によって、学校運営の改善
30 をはじめ、児童生徒、教職員、保護者及び地域の人々にプラスの変容が見られるなど、
31 様々な面で成果が示されており、何より、学校と地域との連携・協働体制が組織的・
32 継続的に確立されるという点で大きな意義を持つ。

33 このような観点を踏まえれば、これからの公立学校は地域とともにある学校へと転
34 換し、地域との連携・協働体制を持続可能なものとしていくことが不可欠であり、今
35 後、全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとし
36 て、学校運営協議会制度を導入した学校（コミュニティ・スクール）を目指すべきで
37 ある。

38 このため、各教育委員会が、コミュニティ・スクールの推進を図っていくよう、現

1 在任意設置となっている学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講
2 じていくことが必要である。その際、

- 3 ・学校運営協議会を有効に機能させるためには、学校と地域の信頼関係の構築が基盤
4 となることから、基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志によって設置され
5 ることが望ましいこと、
- 6 ・現在の学校運営協議会の設置率は全公立学校の7%程度という実態を踏まえる必要
7 があること、
- 8 ・学校運営協議会が学校運営に混乱をもたらしかねないといった懸念・不安に基づく
9 制度導入に対する拒否反応を丁寧に払拭していく必要があること、
- 10 ・学校や学校を取り巻く地域の状況は多様であることから、過渡的な段階を経た発展
11 も考慮する必要があること

12 等の点を勘案しつつ、教育委員会が、積極的にコミュニティ・スクールの推進に努め
13 ていくような制度的位置付けの見直しを検討すべきである。

14 法律に基づかない自治体類似の仕組みについても、コミュニティ・スクールへの過
15 渡的な段階（コミュニティ・スクール化）の姿として捉え推進していくことが重要で
16 あり、取組の充実・発展を促す中で、最終的にはコミュニティ・スクールとなること
17 を目指して推進していくことが重要である。

18 また、国においては、コミュニティ・スクールの仕組みがより魅力的な仕組みとな
19 るよう、本節1. に示した基本的方向性の実現を図り、学校や教育委員会の主体性を
20 大切にしながら推進していく必要がある。そのためにも、制度の趣旨や目的をはじめ、
21 コミュニティ・スクールが三つの機能を有するからこそ、学校・家庭・地域の各々が、
22 互いの役割を認識し、相互に連携・協働して学校運営を充実させることにつながり、
23 子供たちの生きる力の育成につながるなど、本制度の持つ意義や成果等に対する正し
24 い理解が得られるよう周知を図るとともに、コミュニティ・スクールを推進するた
25 めの施策面・財政面等における総合的な推進方策を講じていくべきである。この際、コ
26 ミュニティ・スクールが円滑に推進されるよう、教育振興基本計画等において、国と
27 しての方針を明確化し、それに向けて次節に記述する支援方策の積極的な実施と併せ、
28 各自治体の取組状況をフォローアップし、適切な時期に制度的位置付けや支援方策に
29 ついて検討し、その結果に基づき見直しを行うべきである。

32 **第3節 コミュニティ・スクールの総合的な推進方策について**

33 **【ポイント】**

- ◆国として、コミュニティ・スクールの一層の推進を図るため、財政的支援を含めた条件整備や質の向上を図るための以下の方策を総合的に講じていく必要。
 - 様々な類似の取組を取り込んだコミュニティ・スクールの裾野の拡大
 - 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化
 - 学校運営協議会委員となる人材の確保と資質の向上

- 地域の人々や保護者等多様な主体の参画の促進
- コミュニティ・スクールの導入に伴う体制面・財政面の支援等の充実
- 幅広い普及・啓発の推進

- ◆都道府県の教育委員会においては、都道府県としてのビジョンと推進目標の明確化、全県的な推進体制の構築、教職員等の研修機会・内容の充実、都道府県立学校におけるコミュニティ・スクールの導入の推進などを図ることが求められる。
- ◆市町村の教育委員会においては、市町村としてのビジョンと推進目標の明確化、コミュニティ・スクール未指定の学校における導入等の推進などを図ることが求められる。

1 作業部会では、第2節の制度的な見直しに加え、コミュニティ・スクールの拡大・
2 充実のための総合的な推進方策について審議を重ねた。

3 全ての公立学校をコミュニティ・スクールとしていくことは容易ではない。教育委
4 員会や学校から発せられる不要感や不安感、負担感など、様々な課題に対して、真摯
5 に向き合い、解決に向けた働きかけや支援を行っていくとともに、社会総掛かりでの
6 教育の実現に向けた大きなうねりを巻き起こしていく必要がある。

7 なぜコミュニティ・スクールとしていく必要があるのか、どんなメリットがあり、
8 導入によって、子供たちがどう変わっていくのか。教育委員会や学校が動くための糸
9 口は「共感」を得ることであり、関係者が熟議を重ね、仕組みの導入によって、子供
10 たちが変わり、学校が変わっていくという成功体験を積み重ねていくことが重要であ
11 る。このためにも「地域とともにある学校づくり」のために重視してきた「熟議」「協
12 働」「マネジメント」の視点¹⁶を大切にしていける必要がある。

13 コミュニティ・スクールをはじめとした地域とともにある学校づくりに関わる当事
14 者にとって、それぞれの立場から関わる魅力は、以下のように整理することができる。

◆コミュニティ・スクールをはじめとした地域とともにある学校づくりの魅力

(子供にとっての魅力)

- ・学校に多様な人々が関わっていくことで、多くの大人の専門性や地域の力を生かした教育活動等が実施され、学校での学びがより豊かに、広がりをもったものとなり、子供の学びが充実する。
- ・信頼できる大人と多くの関わりを持ち、愛情を注がれることにより、自己肯定感や他人を思いやる心など豊かな心が育まれる。
- ・地域の人々に支えられ学んでいくことで、地域への愛着が芽生え、地域の担い手としての自覚が育まれる。
- ・防災・防犯等の観点からも、平素からの学校と地域の人々との関係づくりが、子供たちの命や安全を守ることにつながる。

(教職員にとっての魅力)

¹⁶ 本報告 p. 10 に記載の視点

- ・（特に管理職にとって）自ら定めた学校運営の基本方針の承認等を通じ、地域の人々や保護者の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が実現する。
- ・地域の人々や保護者が学校の状況を理解し賛同してくれているという後押しを得られることで、安心して仕事ができる環境が得られる。
- ・相互理解に努め、ともに成功体験を重ねるなど信頼関係を構築していくことで、地域の人々が学校の応援団となってくれている実感が得られる。
- ・地域の人々との交わりで得られる多様な経験を通じ、教師としての意欲が高まり、豊かな指導力の発揮につながる。
- ・教育や子供の成長に対する責任を分かち合い、学校がやるべきこと、家庭がやるべきこと、地域がやるべきことの役割分担が図られることで、教職員が子供と向き合う時間の確保につながる。

（保護者にとっての魅力）

- ・学校への関わりを通して学校や地域への理解が深まることで、子供が地域の中で育てられているとの安心感が生まれる。
- ・保護者が学校に関わっていくことで、保護者同士のつながりや地域の人々とのつながりが生まれる。

（地域の人々にとっての魅力）

- ・学校運営や教育活動等への参画を通じ、子供たちと触れ合い、これまで学び培ってきたことを生かす機会が得られることで、自己有用感や生きがいにつながる。
- ・学校運営や教育活動等への参画を通じ、地域の人々が集うことで、学校が、社会的なつながりが得られる場となり、地域のよりどころとなる。
- ・地域のネットワークが形成されることで、地域づくりの輪が広がっていく。
- ・学校を中心につな^{きずな}がった絆は、地域の力を高め、地域の人々に安心と生きがいを与える。
- ・防災・防犯等の観点からも、平素からの学校と地域の人々との関係づくりが、地域の安全を守ることににつながる。
- ・企業やNPO、大学等が教育活動等に参画することで、その専門性を生かす機会を得ることができるとともに、社会的な信頼の向上につながる。

1

2 コミュニティ・スクールの拡大・充実のための推進方策として、有効と考えられる方策
3 を以下に示す。国は、これらの推進方策を着実に実行するとともに、各学校設置者等にお
4 いても、これらの方策を踏まえた積極的な取組が進むことを期待する。

5

6 1. 国におけるコミュニティ・スクールの拡大・充実のための推進方策

7 (1) コミュニティ・スクールの裾野の拡大

8 コミュニティ・スクール未指定の教育委員会において、導入していない理由の多く
9 が、学校評議員制度や類似制度があるから、地域連携がうまく行われているからとい

1 ったコミュニティ・スクールに対する不要感である。

2 学校支援等の取組や学校評議員、学校関係者評価、その他自治体独自の類似の仕組
3 みは、学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取組である。学校支援等
4 の取組や学校評議員、類似の仕組みをベースとし段階的にコミュニティ・スクールに
5 発展していくことで、組織的・継続的な体制が構築され、従来の取組も一層充実して
6 いく。また、コミュニティ・スクールの機能として学校評価の機能を位置付け、学校
7 運営協議会と学校関係者評価を一体的に推進することは、学校運営の評価・改善サイ
8 クルの充実につながる。このように、コミュニティ・スクールの推進に当たっては、
9 これまで各学校が培ってきた実践の内容や方法、組織を効果的・効率的に生かしてい
10 く視点が必要である。

11 地域独自の取組も含め、類似の仕組みは様々な形式があり一概に比較することはで
12 きないが、類似の仕組みからコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度を導入し
13 た学校）に発展することによる主な魅力・メリットは以下のように整理できる。

◆類似の仕組みからコミュニティ・スクールに発展することによる主な魅力・メリット

- ・事業としての類似の仕組みから、法律に基づく学校運営協議会を置くコミュニティ・スクールに発展することで、学校・家庭・地域の組織的・継続的な連携・協働体制の確立が可能となる（学校の人事異動に左右されない学校教育の実現）
- ・学校運営の当事者意識を有した委員の意見が得られることで、学校運営の改善・充実が図られる
- ・学校・家庭・地域において、共通したビジョンをもった取組の展開が可能となり、一方的な支援にとどまらない、主体的・協働的な取組が展開される
- ・コミュニティ・スクールの機能である基本方針の承認を通じて、地域の人々や保護者に対する説明責任の意識が向上するとともに、地域の人々や保護者の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能となる
- ・コミュニティ・スクールの機能である学校運営や教職員の任用に関する意見を通じて、教職員の意識の向上、学校の組織としての意識や力の向上につながりやすい
- ・類似の仕組みには、地域の人々や保護者の支援のみを求める例が見られるが、コミュニティ・スクールの場合には多様な人材の英知を結集することができるため、学校運営の改善を果たすより確かなPDCAサイクルを確立しやすくなる
- ・学校関係者評価の仕組みを生かしたコミュニティ・スクールにしていくことで、学校・家庭・地域の関係者がともに成果や課題を共有し、取組の改善に生かしていく学校運営のPDCAサイクルが有機的に機能していく

14 学校や教育委員会が自らコミュニティ・スクールの意義や成果等を理解し、コミュ
15 ニティ・スクールの道を選ぶことが最も大切なことである。ある県では、コミュニ
16 ティ・スクールの導入に当たって、各学校が学校支援等の取組を通じ、家庭や地域と連
17 携・協働しながら地域に開かれた学校づくりの推進に努めている現状を踏まえ、まず
18

1 は、コミュニティ・スクールに指定されていない学校が主体的に保護者や地域住民等
2 が参画する協議会を設置し、協議を通じて教育課題を共有し、その課題の解決に向け
3 て一体となって教育に当たる仕組みを設け、段階的にコミュニティ・スクールへの移
4 行につなげている。こうした学校の自主的・自律的な動きを後押ししていくなど、学
5 校や教育委員会の主体的な環境整備を促していくことが必要であり、類似の仕組みを
6 有している地域において、持続可能な仕組みとして、コミュニティ・スクールが推進
7 されるよう、財政面等の支援を行っていくことが有効である。

8 また、コミュニティ・スクールの裾野を広げていくことを目指して、平成 23 年度よ
9 り「地域とともにある学校づくり」をもとに推進してきたコミュニティ・スクールの
10 普及・振興策を継承し、一層発展させていく必要がある。

11 【推進のための具体的方策】

◆国は、コミュニティ・スクールに対する不要感・抵抗感等を指摘する声に対し、同
制度の付加価値や成果等について丁寧に説明し理解を促すとともに、以下の取組を
推進する。

- ・「学校を核とした地域力強化プラン」を通じた、コミュニティ・スクールと「地域
学校協働本部（仮称）」等の一体的な取組に対する重点的な支援
- ・学校評議員や類似の仕組みからコミュニティ・スクールに段階的に発展していく
取組に対する財政的な支援
- ・学校関係者評価委員会を生かしたコミュニティ・スクールに対する財政的な支援
- ・学校運営協議会によらない形で地域の人々や保護者等が学校運営に参画する体制
を構築している取組の収集と積極的な発信、段階的な発展プロセスの可視化

12 (2) 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化

13 コミュニティ・スクールを核として地域とともにある学校づくりを一層推進するた
14 めには、各学校が地域の人々や保護者等に対する説明責任を果たし、地域の人々から
15 一層信頼される学校運営を進めていく必要がある。そのためには、これからの学校は、
16 地域との関係を構築し、地域の人々と一体となった取組を進めることができるマネジ
17 メント力¹⁷を備える必要があり、学校が組織としてのマネジメント力を最大限発揮でき
18 るよう、体制整備を図っていく必要がある。この視点は学校が「チーム学校」として
19 教育力・組織力を向上させ、一人一人の子供の状況に応じた教育を実現させる観点か
20 らも重要な視点である。

21 とりわけ、校長は、学校運営の最終責任者として、リーダーシップを発揮するた
22 めに、まず、子供や地域の実態を踏まえ、学校の教育ビジョンを策定し、教職員のみ
23

¹⁷ 本報告で言う「マネジメント力」とは、学校の有している能力・資源を最大限生かし、学校に関与する人たちのニーズに
適応させながら、学校教育目標を達成していく力を指す。地域とともにある学校としてのマネジメント力とは、目指
すべきビジョンの達成に向かって、学校内の組織運営を管理することにとどまらず、地域との関係を構築し、地域の人材
や資源等を生かした学校運営を行っていく力を指す。

1 らず、地域の人々や保護者等に対して、意識や取組の方向性の共有を図ることが重要
2 である。その上で、校長は、子供の育ちを中心に据え、地域の力を学校運営に生かし、
3 地域との連携・協働を推進していく意識と能力を備えていくことが重要である。

4 また、コミュニティ・スクールを通じ、保護者や地域の力を学校運営に生かしてい
5 くことが、子供たちの学びを豊かにし、学校の組織としての力を高め、学校を一層活
6 性化していく基盤となることを、現場の教職員全体の共通認識としていく必要がある。
7 すなわち、学校運営が個人の能力に依存するのではなく、学校が組織として力を発揮
8 していけるよう、教職員の負担軽減の視点を持ちながらも、コミュニティ・スクール
9 に教職員全体が関わるという意識を醸成する必要がある。学校と地域の連携・協働を
10 円滑に行うための資質を養成していくとともに、教職員に対する研修内容の充実が求
11 められる。この際、課題を抱える子供を見守り支える観点からも、保健福祉部局等と
12 の連携の視点や家庭状況を理解する視点等も求められる。

13 一方、学校と地域の人々が全体として目標を共有し、役割分担を進めながら、取組
14 にふさわしい組織的な体制を構築していく必要がある。学校組織の中で学校と地域を
15 つなぐ役割を担うコーディネート機能の充実が重要となる。学校内の体制整備の事例
16 として、学校と地域の連携に関する職務を担当する教職員を置く例や校務分掌に位置
17 付ける例、事務職員をコミュニティ・スクールの運営の中心的役割に位置付けている
18 例、社会教育主事有資格者の教員を地域連携担当に位置付けることを積極的に推進し
19 ている県もある。こうした学校では、地域との協働による授業や体験活動等の調整が
20 円滑に行われ、地域連携に関する情報発信が積極的に行われるなど効果を発揮してい
21 る。また、教職員がチームとして学校運営に関わるという観点等から、事務職員が学
22 校運営に積極的に関わっていく視点が求められる。

23 【推進のための具体的方策】

◆国は、地域とともにある学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化を図る
ため、以下の取組を一層推進する。

(教職員の養成・研修段階における方策)

- ・教員養成課程や教職員の研修（初任者研修、十年経験者研修、管理職研修、事務職員研修等）において、地域とともにある学校づくりの視点が適切に反映されるよう、大学と教育委員会との連携・協働の下で、学校と地域の連携・協働を円滑に行うための資質を養成していくこととし、教職課程においてその取扱いの充実を図るべく、関係法令及び教職課程の編成に当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）の整備のための検討を進める。また、独立行政法人教員研修センターが実施するマネジメント力向上のための研修プログラムの充実（管理職層、ミドルリーダー層、学校事務職員）を図るとともに、各都道府県教育委員会等が実施する教職員の研修機会・内容の充実を促し、必要な支援を行う。

(地域連携を担当する教職員の明確化等教職員体制の整備)

- ・国は、学校と地域の信頼関係を構築し、地域の力を生かした学校教育の充実や、学校全体の負担軽減、マネジメント力の向上を図るため、学校内において地域との連携の推進を担当する教職員を法令上明確化し、校内体制の整備を図る。この際、社会教育主事有資格者の活用を図ることも検討するとともに、学校全体の業務の効率化・最適化を図ること等を通じ、当該職員が地域との連携に力を発揮できる環境の確保を図る。また、事務職員については、学校運営事務に関する専門性を生かし、学校の事務体制を充実させるため、職務内容の見直し等を検討する。
- ・国立教育政策研究所や事務職員の研究・研修団体等と連携し、研修プログラムモデルの開発・普及を行うなど、地域連携を担当する教職員や事務職員の育成を促す。

1

2 (3) 学校運営協議会委員となる人材の確保と資質の向上

3 コミュニティ・スクールが実効力をもって機能するためには、学校運営協議会委員
4 として、自らが学校の運営に積極的に参画することによって、学校をよりよいものに
5 していくという当事者意識と意欲を持ち、学校とともに行動していける人材を確保し
6 ていく必要がある。

7 小規模自治体等においては、学校運営協議会委員の確保が難しいという声や、地域
8 の会議に出てくる人はいつも固定化されているといった話が聞かれる。学校運営協議
9 会が活力をもち、持続的に運営されていくためには、協議会委員の流動性を確保しつ
10 つ、継続的に人材を確保していく仕組みを構築することが必要である。

11 学校運営協議会委員としての資質を備えた人材を最初から求めることは難しいが、
12 地域には学校に協力的で、子供たちとの関わりに熱心な人材は少なからず存在する。
13 そうした人材を将来の学校運営協議会の委員候補として熟議や研修等を通じて資質の
14 向上を図ることにより、育てることができる。例えば、学校行事に積極的に参加・協
15 力している者や、地域イベントの実施に携わり子供たちの育ちを見守る者、PTAの
16 役員などを協議会の委員候補としていくことで、人材を確保することなども有効であ
17 る。また、各地域で活躍している地域コーディネーター等が学校運営協議会委員とし
18 て参画することが有効であり、学校運営協議会に対する理解を深め、推進の要となっ
19 ていくことが期待される。

20 取組が継続的・安定的に発展し活性化していくためには、関係者間で思いや課題意
21 識を共有し、その地域の特色を生かしたコミュニティ・スクールの文化を地域に定着
22 させていくことが重要であり、学校運営協議会委員が、学校関係者や保護者、地域の
23 関係者等とともに学び合い、教育の当事者としての意識を醸成する研修等の機会や熟
24 議の場の充実が必要である。

25

26

27

【推進のための具体的方策】

◆国は、学校運営協議会委員に求められる資質能力の明確化と育成システムの整備を促進する。また、各都道府県教育委員会等における学校運営協議会委員等に対する研修機会・内容や熟議の場の充実を促すとともに、必要な支援を行う。

(4) 地域の人々や保護者等の多様な人々の参画の促進

コミュニティ・スクールを核に、地域とともにある学校づくりを一層推進していくためには、学校運営協議会委員のみならず、地域の人々や保護者にも、自らが学校の運営に積極的に参画することによって、自分たちの力で学校をよりよいものにしていくという当事者意識を高め、学校と地域の人々や保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが重要である。

コミュニティ・スクールの導入・運営に当たっての課題認識の一つに「学校運営協議会の存在や活動が保護者・地域にあまり知られていない」といった課題がある。また、学校支援ボランティアなど地域人材による参画も一部の人々に限られており、必ずしも地域全体の動きに発展していない状況もある。地域の一部の人々だけが参画し協力するのではなく、地域全体で子供たちの学びを展開していくために、地域の人々や保護者、関係機関・団体等多様な主体の参画を促進していくとともに、当事者意識の醸成を促していくことが必要である。

例えば、幼児期から中学校卒業程度までの子供たちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援するための仕組みを県全体に促進するなど、学校を核として、地域の様々な人材や資源を結びつける動きが各地で広がっている。地域のボランティアや保護者等個人としての関わりにとどまらず、自治会やPTA、おやじの会等の地域の団体や、企業、大学、NPO、地域人材を中心として構成する家庭教育支援チーム¹⁸等、地域の多様な主体との連携を深めることにより、地域とともにある学校づくりに対し、参加から参画へ、協力から協働へと、具体的な行動を働きかけていくことが求められる。

また、コミュニティ・スクールの取組は、学校運営の改善のみならず、地域コミュニティを持続的に発展していく観点からも有効である。例えば、コミュニティ・スクールをベースとし、ふるさとの未来を託せる人材の育成を目標に、村役場や農協等の関係機関等との連携を図りながら、村の特産物生産の体験学習や、村の課題を知り探求する学習等を取り入れている事例や、高等学校において、コミュニティ・スクールを基盤に地元自治体との協働関係を築き、地元企業やNPO、町役場等との協働による課題解決型学習を実践し、地域の課題解決や活性化に大きく寄与している事例もある。

地方創生という課題をはじめ、教育委員会・学校と首長部局等の関係者が、地域と

¹⁸ 子育て経験者、教員OB、民生委員、児童委員、保健師、臨床心理士、社会福祉士等の地域の様々な人材や専門家で構成され、保護者への学びの場の提供や、地域における親子の居場所づくり、訪問型家庭教育支援などの業務を行う任意の組織。文部科学省では登録制度や補助事業により家庭教育支援チームの取組を推進している。

1 地域の将来を担う子供たちの将来像を共有した上で、協働により課題解決の取組を推
2 進していくことで、活力ある学校づくりと地域の活性化を図っていくことも重要であ
3 る。この際、小・中学校における取組にとどまらず、高等学校においても、地元自治
4 体や地元企業・団体等とのつながりを深め、地域課題の解決に貢献する取組を支援す
5 ること等を通じ、小・中学校で育まれた地域への愛着や興味・関心を更に発展させ、
6 地域を担う人材へと成長していくことを促進していくことも重要である。

7 さらに、子供たちが地域の一員としての自覚と意識を高める観点から、地元の大学
8 生や高校生等の若者を積極的に巻き込み、主体的・実践的な活躍の機会・場を設けて
9 いくことも重要である。コミュニティ・スクールを通して地域に育てられ成長した若
10 者が、次の世代の子供たちを育成する担い手となっていくことで、自身も育ち成熟し
11 ていく「人づくりと地域づくりの好循環」につながっていくことが期待される。これ
12 は、学校運営協議会委員の育成・確保の観点からも有効である。

13 【推進のための具体的方策】

◆国は、コミュニティ・スクールと一体で、「地域学校協働本部（仮称）」など学校と
地域が協働で教育支援に取り組む仕組みづくりを促進するとともに、学校と地域を
つなぐコーディネーターの育成・機能強化を促進する（「地域学校協働本部（仮称）」
や地域コーディネーターの在り方については第3章参照）。

◆また、学校・家庭・地域の関係者を広く集めた地域とともにある学校づくり推進フ
ォーラム等を開催し、普及・啓発を図るとともに、各都道府県教育委員会等が開催
する、地域の人々や保護者等の多様な人々の参画を促進するための研修や熟議、フ
ォーラム等に対する支援を行う。この際、地域で活躍する様々な教育関係機関・団
体等の全国組織との連携を図る。

◆首長部局等との協働による課題解決学校モデルを構築し、その成果の普及と全国へ
の発信等を行う（高等学校のコミュニティ・スクールの推進をはじめとする高校魅
力化の取組への支援など）。

14 (5) 体制面・財政面における支援等の充実

15 既述のとおり、コミュニティ・スクールの導入・運営に当たっての課題認識として、
16 管理職や担当教職員の勤務負担が大きい、委員謝礼や活動費などの資金が十分でない
17 などの課題が示されている。学校運営協議会の設置に伴い、会議の開催そのものの業
18 務のほか、委員との連絡調整や協議事項等の調整など、運営に係る様々な業務が生じ
19 ることから、課題を踏まえた適切な支援が求められる。

20 コミュニティ・スクールの推進に当たり、継続的・安定的な運営を可能とするため
21 には、教職員の勤務負担の軽減も含め、教職員体制の整備などの人材面や財政面での
22 支援の充実を図っていく必要がある。導入の状況には地域差もあることから、とりわ
23 け、未導入の地域を中心とした支援を着実に推進することが必要である。また、継続
24

1 的・安定的な取組を保障するための財政支援の仕組みが必要である。

2 学校組織の中で学校と地域の人々をつなぐ役割を担うコーディネート機能として、
3 教職員を地域連携担当として校務分掌に位置づける事例以外にも、地域人材をコーデ
4 イネーターとして校内に配置する例や、学校支援地域本部の地域コーディネーターを
5 学校運営協議会委員と位置付け、両者の橋渡し役を担うだけでなく、運営の中核も担
6 っている例もある。こうした学校では、地域との協働が円滑に行われるだけでなく、
7 教員が子供と向き合う時間を確保する観点でも有効性を感じており、こうした取組も
8 含め、体制面での支援の充実を図っていく必要がある。平成 27 年度予算から、学校運
9 営協議会の運営に係る様々な業務を担う地域人材として、CS ディレクターの仕組み
10 を創設したところであり、積極的な活用を一層促進する必要がある。

11 さらに、学校が複雑化・困難化した課題を解決し、子供たちに力を身に付けさせて
12 いくためには、学校や教職員一人一人の業務を見直し、改善していくことが求められ
13 る。文部科学省では、平成 27 年 7 月、各教育委員会における学校現場の業務改善に向
14 けた支援に資するよう、「学校現場における業務改善のためのガイドライン」を作成・
15 公表した。国や教育委員会は、このガイドラインも活用し、教職員が業務を効率的・
16 効果的に進めることができるような支援を行うことが必要である。

17 このほか、コミュニティ・スクールの運営をより効果的なものとするためには、学
18 校の創意工夫を生かした様々な取組が可能となるよう、校長裁量予算や学校財務にお
19 ける校長権限の拡大等、校長の裁量権を拡大することが重要である。

20 【推進のための具体的方策】

◆国は、コミュニティ・スクールの導入に伴う体制面・財政面等の負担解消に向け、以下の取組を推進する。

- ・コミュニティ・スクールの仕組みの導入に伴う教職員の負担を軽減し、子供と向き合う時間を確保するための体制の整備充実（事務の共同実施の促進など事務機能の強化や、コミュニティ・スクール導入に伴う教職員の加配措置等）
- ・コミュニティ・スクールの運営や分野横断的な活動の総合調整など総括的な立場で調整等を行うCS ディレクターの配置促進
- ・学校と地域の連携・協働の中核となる地域コーディネーターの配置促進
- ・コミュニティ・スクールの導入等に伴う財政的な措置の充実（コミュニティ・スクール導入を目指す地域における運営体制づくりの支援、コミュニティ・スクールの取組の充実を図るための支援の充実¹⁹）
- ・高等学校や特別支援学校等の特性を踏まえたコミュニティ・スクールの実証研究に対する支援
- ・「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を活用した研修の実施や業務改善の取組に対する財政的な支援の充実

¹⁹ 「コミュニティ・スクール導入等促進事業」において、国が 1/3 を補助。2/3 の地方負担部分については、地方財政措置されている。

- ・学校裁量の拡大のための好事例の普及等（教員公募制等人事面での裁量拡大、使途を特定しない裁量的経費等予算面での学校裁量の拡大）

1

2 (6) 幅広い普及・啓発の推進

3 既述のとおり、コミュニティ・スクール未指定の教育委員会において、導入してい
4 ない理由として、コミュニティ・スクールに対する不要感や、任命権者の人事権が制
5 約される、特定の委員の発言で学校運営が混乱するといった不安感を挙げる声がある。

6 こうした指摘に対し、コミュニティ・スクールが学校と地域との連携・協働体制を
7 持続可能にする仕組みとして有効な手段であるという意義や法的な権限についての正
8 確な解釈のみならず、校長がリーダーシップを一層発揮し、特色ある学校づくりを進
9 めていく上でも有効な手段であることなど、その付加価値や成果、運営上の課題に対
10 する工夫等について丁寧に説明し理解を促していく必要がある。

11 特に、コミュニティ・スクール指定の決め手として「教育委員会からの働きかけ」
12 を指摘する学校は約8割と、教育委員会のスタンス、とりわけ、教育長のスタンスが
13 鍵となる。コミュニティ・スクールは、地域の人々や保護者の参画によって学校の意
14 識・力を高め、組織的・継続的に学校運営の改善等を果たす有効な仕組みであり、子
15 供たちや学校の抱える様々な課題の解決に生きてくる仕組みであるということ、教
16 育長の意識にこそ働きかけていく必要がある。

17 さらに、コミュニティ・スクールは、地域コミュニティの再生、まちづくりにもつ
18 ながる取組であり、市民参画の有効なツールとして、首長にも働きかけていくことが
19 求められる。

20 他方、これまで小・中学校においてコミュニティ・スクールが進んできた状況であ
21 ったが、小・中学校のみならず、幼稚園、高等学校及び特別支援学校におけるコミュ
22 ニティ・スクールの推進を積極的に働きかけていく必要がある。

23 このほか、コミュニティ・スクールの更なる発展のためには、子供たち、教職員、
24 保護者、地域の変容等の観点から、各校の取組を客観的に評価し、その結果を共有・
25 発信する必要がある。

26 【推進のための具体的方策】

- ◆国は、コミュニティ・スクールの普及・啓発を図るため、以下の取組を推進する。
 - ・都道府県教育委員会に対し、域内市町村の教育長のための研修と熟議の充実を促すなど、教育長への働きかけの促進
 - ・全国都道府県教育委員会連合会や全国市町村教育委員会連合会、全国都市教育長協議会、中核市教育長会、全国町村教育長会、各種校長会・園長会などの関係団体と連携した、コミュニティ・スクールの推進する運動のネットワーク化を促進
 - ・関係団体等との連携により首長への働きかけを促進し総合教育会議の活用を促進
 - ・地域とともにある学校づくり推進フォーラム等の開催

- ・各都道府県教育委員会等の開催する推進フォーラム等への財政的支援
- ・コミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）の配置充実と未導入地域に対する重点的な支援、各都道府県におけるコミュニティ・スクール普及のための体制構築を支援
- ・学校種の特性を踏まえたコミュニティ・スクールの取組の収集と積極的な発信
- ・コミュニティ・スクールの成果検証や導入に当たっての阻害要因の解消に向けた取組に関する実証的研究を支援

2. 都道府県・市町村の役割と推進方策

これまでの提言を踏まえ、今後、各地方公共団体は、全ての学校がコミュニティ・スクールとなることを目指し、一層の拡大・充実が必要との認識に立って、積極的な姿勢で取組を推進していくことが求められる。

そのためには、教育長をはじめとする教育委員会関係者や校長の意識が重要である。地域の人々や保護者の参画を得ることが学校運営の改善、教育改革の実現のための大きな力となるというビジョンと、学校や地域の理解を得るためのリーダーシップの発揮が不可欠である。

コミュニティ・スクールに対する不要感や不安感等の課題認識は、指定により一定程度解消され、その先に新しい学校の姿を見いだすことができる。課題認識を乗り越え、未来に視点を持って一步を踏み出すことを期待したい。踏み出さなければ、何も変わらない。

コミュニティ・スクールを核に地域とともにある学校づくりを一層推進していくためには、都道府県、市町村における学校教育部局と社会教育部局の連携強化が不可欠であり、両者の連携・協働による取組の推進が必要となるとともに、総合教育会議の活用等を通じた首長部局とのパートナーシップを構築していくことも重要である。

なお、各教育委員会及び校長においては、コミュニティ・スクールの取組が学校運営の改善・充実に生かされ、子供たちの成長につながっていくよう、実効性のある運営に力を尽くすことが必要である。

(1) 都道府県の役割と推進方策

都道府県教育委員会（以下、本項目において「都道府県」という。）においては、広域人事など市町村間の調整や小規模市町村に対する支援にその役割を重点化し、市町村の自主性を尊重しつつ、義務教育の質の保証・向上に責任を果たしていくことが求められる。

その前提の上で、都道府県の中には、教育の振興に関する基本計画にコミュニティ・スクールの推進目標を掲げ、県下100%の指定を目指し、域内市町の教育委員会を積極的に支援しているところもある。また、まずは学校と地域との信頼関係の構築から始めるために、学校主体の類似の仕組みを設けつつ、コミュニティ・スクールへの移行を促すなど、段階的な取組を進めているところもある。さらに、域内市町村の教育委

1 員会や学校関係者等を対象とした協議会を開催したり、学校経営の基準として、コ
2 ミュニティ・スクールの視点を位置付け、新任校長の研修等の充実を図るなど、コミュ
3 ニティ・スクールを積極的に推進しているところがあるが、そうした取組は一部にと
4 どまっている。

5 今後、都道府県においては、コミュニティ・スクールをはじめ、地域とともにある
6 学校づくりを一層推進するため、教育振興基本計画への位置づけをはじめ、都道府県
7 としてのビジョンと推進目標を明確に示すことが必要である。また、域内市町村の教
8 育長等への研修の充実を図るとともに、「地域とともにある学校づくり推進フォーラ
9 ム」（仮称）等の開催により、域内市町村の教育委員会や学校・家庭・地域の関係者
10 等に対し、広くコミュニティ・スクール等への理解促進を図ることが求められる。ま
11 た、学校の管理職等への研修会の企画・実施、マネジメント力をもった管理職・教職
12 員の育成及び配置とその積極的な評価などを推進することが求められる。

13 さらに、自治体内の学校教育担当者と社会教育担当者との連携を密にしながら、コ
14 ミュニティ・スクールと「地域学校協働本部（仮称）」等の一体的な取組を促すとと
15 もに、地域コーディネーター等地域関係者と学校運営協議会委員等の研修を合同で開
16 催するなど、関係者がともに学び合い、課題や目標等を共有し、ネットワークを深め
17 ることができる機会を充実していくことが求められる。

19 【推進のための方策】

- ・コミュニティ・スクールの推進についての都道府県教育振興基本計画への位置づけ
など教育委員会としてのビジョンの明確化と推進目標の明示
- ・知事部局と連携・協働した施策の策定・実施
- ・コミュニティ・スクールと「地域学校協働本部（仮称）」等の促進とその一体的な推
進に向けた自治体内のチームとしての連携・協働体制の強化
- ・指導主事や社会教育主事の意識の向上と連携強化のための研修と熟議の充実
- ・都道府県としてのコミュニティ・スクールの推進の在り方等を協議する「コミュ
ニティ・スクール等推進協議会」（仮称）の教育委員会内への設置
※現在の学校支援地域本部等に係る推進委員会を活用することが有効
- ・域内市町村の教育長及び教育委員のための研修と熟議の充実と、学校単位の指定か
ら市町村全域への指定の促進
- ・域内市町村教育委員会や学校関係者等に対する研修と熟議の充実
- ・域内市町村におけるコミュニティ・スクールの導入の促進や取組の充実のための財
政的な支援
- ・都道府県立学校におけるコミュニティ・スクールの導入の推進
- ・域内市町村教育委員会や学校関係者等に対する積極的な普及・啓発

(域内市町村教育委員会や教職員等の学校関係者、地域関係者等を対象とした「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」(仮称)の開催、国の制度等活用説明会の積極的活用など)

- ・学校運営協議会委員や学校関係者、地域関係者等の研修機会・内容や熟議の場の充実
※地域コーディネーター等の研修との合同開催も有効
- ・地域連携を担当する教職員の明確化(学校全体の業務の効率化・最適化等を通じ、地域との連携に力を発揮できる環境を確保)
- ・教職員のマネジメント力向上等のための研修機会・内容の充実
(初任者研修、十年経験者研修、事務職員やミドルリーダー等研修における地域との協働に係る講座や熟議等の演習の実施、地域協働に係るマネジメント力の向上のための管理職研修の充実)
- ・「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を踏まえた業務改善の推進

1

2

(2) 市町村の役割と推進方策

3

4

5

6

7

8

子供たちに最も身近なところで教育活動を担っているのは学校であり、市町村である。市町村教育委員会(特別区を含む。以下、本項目において「市町村」という。)においては、自身の設置している学校の将来像を校長と共有するとともに、保護者・地域との連携・協働体制を確立するため、コミュニティ・スクールの推進を促し支援することが求められる。地域の人々や保護者に対しても、取組の必要性や成果を広く周知するなど、学校への理解と参画を促す環境づくりが重要である。

9

10

11

12

13

また、都道府県と同様、自治体内の学校教育担当者と社会教育担当者との連携を密にしなが、まずは地域住民による学校支援、学校・家庭・地域の協働体制の構築から始め、学校運営への参画に発展していく、あるいは、学校評議員を機能化・活性化し学校運営への参画に発展していくなど、コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりを推進していくことが求められる。

14

15

16

このため、市町村は、国による実践研究の支援を積極的に活用するなどにより、教職員と地域の人々、保護者との熟議を重ね、校内及び地域との協働体制づくりを進めることが求められる。

17

18

19

20

21

22

今後の少子化の更なる進行に伴い、学校統合や小規模校の存続など、活力ある学校づくりを目指した市町村の主体的な検討がなされることとなるが、コミュニティ・スクールを導入し、学校と地域のより密接な協働関係を構築することは、魅力ある学校と地域づくりの推進につながる大きな契機となり得る。また、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を進めること等により、地域に誇りを持つ人材の育成を図ることも求められる。

23

24

25

なお、中学校区内の複数の学校が連携した運営体制は、地域とともにある学校の運営体制としてふさわしいものと考えられる。このため、コミュニティ・スクールの推進に当たっては、中学校区を運営単位として捉え、複数の小・中学校間の連携・接続

1 に留意した運営体制づくりを進めていくことが期待される。

2

3

【推進のための方策】

- ・コミュニティ・スクールの推進についての市町村教育振興基本計画への位置づけなど教育委員会としてのビジョンの明確化と推進目標の明示
- ・首長部局と連携・協働した施策の策定・実施
- ・コミュニティ・スクールと「地域学校協働本部（仮称）」等の促進とその一体的な推進に向けた自治体内のチームとしての連携・協働体制の強化
- ・指導主事や社会教育主事の意識の向上と連携強化のための研修と熟議の充実
- ・教職員等の学校関係者、保護者、地域関係者等に対する積極的な普及・啓発（国の制度等活用説明会も活用したフォーラムや研修会等の開催、学校・家庭・地域の協働体制の構築に向けた熟議の場づくりなど）
- ・コミュニティ・スクール未指定の地域・学校における導入の推進
（国の支援事業の積極的活用による学校・家庭・地域の協働体制づくりの推進、事務機能の強化など教員の負担軽減も含めた効果的・効率的な校内体制の整備等）
- ・複数の小・中学校間の連携・接続に留意した運営体制づくりの推進
- ・管理職等のマネジメント力向上のための研修機会・内容の充実
- ・学校を核とした地域づくりの視点によるコミュニティ・スクールの展開
（例：地域の魅力を発見する体験活動、地域の課題を知り探求する学習、児童生徒とともに活動する場の提供など）
- ・学校施設の積極的な開放等による地域の学び・集いの場づくりの推進
- ・地域人材や保護者等の参画促進、関係機関・団体等の連携・協働の促進
（自治会、PTA、婦人会、青少年団体、NPO、家庭教育支援チームなど地域組織との連携）
- ・地域連携を担当する教職員の明確化（学校全体の業務の効率化・最適化等を通じ、地域との連携に力を発揮できる環境を確保）
- ・「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を踏まえた業務改善の推進
- ・コミュニティ・スクールとしての取組の充実を図るための、学校裁量で支出できる運営経費の措置

4

第3章 地域の教育力の充実と地域における学校との協働体制の在り方について

第1節 地域における学校との連携・協働の意義について

【ポイント】

- ◆ 厳しい教育環境の中、子供を中心の軸において、次代を担う子供たちの成長に向けての目標を共有し、地域社会と学校が協働して取り組むことが必要。
- ◆ 地域と学校が連携・協働することで、新しい人と人とのつながりも生まれ、地域の教育力の再生につながる。
- ◆ 地域の教育力の再生は、地域の課題解決や地域振興、さらには、持続可能な地域社会の源となり、「生涯学習社会」の構築にも資する。

第1章でも述べたように、未来を担う子供たちは、厳しい挑戦の時代を乗り越え、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら未来を創り出し、課題を解決する能力が求められている。「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校のパートナーとして、地域の側も広く子供の教育に関わる当事者として、子供たちの成長を共に担っていくことが必要である。さらに、子供たちの成長に向けて、多くの住民が参加して地域と学校とが連携・協働していくことは、子供たちの教育環境の充実にとどまらず、地域住民の学びを起点に地域の教育力を高め、持続可能な地域社会をつくっていくことにもつながる。

このため、今後、より多くの、より幅広い層の住民が参画し、子供たちの成長を地域で担うため、地域における学校との連携・協働を積極的に推進していくことが必要である。

地域における学校との連携・協働を進めていく際には、子供たちの将来、子供たちの成長・発達に向けて、何よりも子供を中心の軸において検討することが必要である。すなわち、変化の激しい社会の中で、次代を担っていく子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有して、地域社会と学校が協働して子供の教育に取り組んでいく必要がある。

このように、子供の教育という共通の旗印の下に、地域住民がつながり、地域と学校が協働することで、従来の地縁団体だけではない新しい人と人とのつながりも生まれるであろう。さらに、地域社会の課題解決にも、地域の一員として学校も関わっていくことにつながる。このため、真の意味で地域と学校が協働することを目標としていく必要がある。

地域社会の側においても、これまでの単なる「学校支援」を超えた体制整備が必要である。社会教育の実施体制を強化しつつ、それぞれの地域の状況に合ったコーディネーター機能を構築するとともに、学校のパートナーとしての機能・実態を持った地域社会を維持することが必要である。例えば、郷土の伝統文化や地域防災、子供との接し方などについて、大人が子供に教えるためには、まず大人が学ばなければならない。学校に関わることは、すなわち大人の学びが豊かになることであり、子供の教育を軸として、学

1 校教育と社会教育は表裏一体の関係であると言える。

2 そのため、公民館などの社会教育施設をはじめとする学びの場やICTを活用したも
3 のも含め、多様な形態による学習機会を整備することなど、今後も社会教育の役割の重
4 要性を踏まえた取組を推進していく必要がある。

5 さらに、地域の教育力の再生・充実は、地域の課題解決や地域振興に向けた連携・協
6 働につながり、持続可能な地域社会の源となる。また、人々が、生涯のいつでも、自由
7 に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される「生涯学習社会」
8 の構築に資するものである。

11 **第2節 地域における学校との連携・協働の現状等について**

12 **【ポイント】**

- ◆これまでの、学校支援地域本部や放課後子供教室等の取組を通じ、学校と地域の関係構築につながるなど、一定の成果を上げてきたことを評価。
- ◆一方で、現状の活動に関しては、更なる取組の充実と普及が必要であり、以下のような課題がある。
 - ・それぞれの活動が個別に行われ、必ずしも活動間の連携が十分でない
 - ・コーディネート機能を特定の個人に依存し、持続可能な体制がつくられていない
 - ・地域から学校への一方向の活動内容にとどまっている場合がある
 - ・地域の活性化に向けた取組はなお発展途上にある
- ◆地域の住民等が学校のパートナーとしてより主体的に参画し、地域における学校との関係を新たな関係（連携・協働）に発展させることが必要。

13 **1. これまでの地域における学校との連携・協働の現状**

14 **(1) これまでの地域における学校との連携・協働の経緯等**

15 学校週5日制への移行、少子化の進展ともあわせて、学校・家庭・地域社会の相互の
16 連携が重要になってきており、地域における学校との連携・協働に関しては、これまで
17 に以下のような取組が行われてきている。

- 20 ・平成10年から11年にかけて改訂され、平成14年度からの学校週5日制の完全実施
21 と併せて実施された学習指導要領では、新たに設けられた「総合的な学習の時間」等
22 を活用して、各教科等の学習で得た知識を様々な体験活動の中で実感を持って理解す
23 ることや、学び方やものの考え方を身に付けさせるなど、生涯学習の基礎ともなる「生
24 きる力」の育成が必要とされた。
- 25 ・家庭や地域では、豊富な生活体験、社会奉仕体験、自然体験などを経験させ、子供
26 たちに豊かな心やたくましさなどの「生きる力」を育むため、地域で子供を育てる環
27 境を整備することとされ、平成11～13年度まで「全国子どもプラン」、平成14年度
28 から「新子どもプラン」が実施され、関係府省の協力の下で、子供たちの体験活動の

1 充実に資する各種施策が推進されてきた。

- 2 ・ 平成 18 年には、教育基本法が戦後初めて改正され、学校、家庭及び地域住民等の相
3 互の連携協力の重要性がうたわれた。
- 4 ・ 教育基本法の改正も受けて、平成 19 年度からは、文部科学省と厚生労働省の連携に
5 より、「放課後子どもプラン」が推進され、放課後児童クラブと連携しながら、放課
6 後や週末等の子供たちの安心・安全な居場所を設け、全ての子供たちに学習や体験・
7 交流活動等の機会を提供する「放課後子供教室」の取組が推進されている。
- 8 ・ 特に、放課後子供教室に関しては、平成 26 年 7 月に、文部科学省及び厚生労働省が
9 策定した、「放課後子ども総合プラン」に基づき、「女性の活躍推進のためには、共
10 働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全
11 全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、関係
12 府省が連携して総合的な放課後対策に取り組むことが必要」として、一体型又は連携
13 型の放課後子供教室と放課後児童クラブの計画的な整備が推進されている。
- 14 ・ 平成 20 年には、平成 18 年の教育基本法の改正を受け、社会教育法が改正され、放
15 課後子供教室や学校支援地域本部の活動を念頭に置いて関係規定が新設された。
- 16 ・ 平成 20 年度からは、社会教育法の改正を受け、地域住民等の参画により、学校の教
17 育活動を支援する仕組みであり、地域が学校と連携するための活動体としての「学校
18 支援地域本部」が推進されてきたが、その活動の企画や学校・地域との連絡調整を地
19 域のコーディネーターが中核として担ってきた。
- 20 ・ 平成 25 年には、教育基本法に基づき策定されている第 2 期教育振興基本計画におい
21 て、学校支援地域本部や放課後子供教室などの取組を充実するための体制を全国の
22 小・中学校区に構築することが施策目標とされるなど、地域における学校との連携・
23 協働に関する事項が、政策体系に位置付けられてきた。
- 24 ・ 加えて、平成 26 年度からは、子供たちが多様な技能や経験を持つ多くの社会人と出
25 会う機会を作っていくことが重要との考え方から、学校の授業や希望者が参加する地
26 域の取組において、地域の人材や企業・団体・大学等と連携した土曜日の教育活動が
27 推進されている。
- 28 ・ さらに、平成 27 年度からは、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困
29 難であったり、学習環境が十分に身に付いていない子供たちに対して、地域住民が参
30 画する学習支援を充実させる必要があることから、中学生等を対象として、教員を志
31 望する大学生や教員 O B などの地域住民、学習塾などの民間教育事業者、N P O 等の
32 協力による学習支援である「地域未来塾」の取組が推進されている。

33 <参考>

- 34 ・ 近年、法令面において、地域における学校との連携・協働に関する規定が整備されてきた。
35 平成 18 年の教育基本法改正では、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力について規
36 定が創設された（第 13 条）。それを踏まえ、平成 20 年の社会教育法改正では、放課後子供
37 教室（第 5 条第 13 号）や、学校支援地域本部の活動も含む概念としての、「社会教育にお
38 ける学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会
39 の提供等」（第 5 条第 15 号）が教育委員会の事務として、新たに規定された。

- 1 ・ 教育振興基本計画においても、平成 20 年に策定した第 1 期計画では、「学校・家庭・地
2 域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる」ための施策として、「地域ぐる
3 みで学校を支援し子どもたちを育む活動の推進」が記載され、学校支援地域本部等の取組の
4 推進が記載された。
- 5 ・ 続いて、平成 25 年 1 月にまとめられた第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会における議
6 論の整理では、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習活動や体制づくりの
7 推進」のためには、「地域住民が積極的に参画して子供たちの学びを支援し、社会全体で子
8 供たちを育むため、学校と地域が連携・協働する体制づくりが重要」とされた。これを受け
9 て、平成 25 年 6 月に策定された第 2 期教育振興基本計画において、「絆づくりと活力ある
10 コミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進」という基本施策の下、「学
11 校支援地域本部」、「放課後子ども教室」などの取組を充実させ、保護者はもとより、地域
12 住民の参画により子どもたちの学びを支援するための体制を、平成 29 年度までに全国の小・
13 中学校区に構築する」ための取組の推進について記載された。

14 15 (2) 地域における学校との連携・協働の現状

16 平成 27 年度、地域が学校と連携・協働して行う様々な活動の中でも、学校支援活動を行
17 っている学校支援地域本部は、公立小・中学校の約 34%の約 4,200 本部が設置されて
18 いる(約 10,100 校)。放課後等に地域住民等の参画により、子供たちに学習支援や様々
19 な体験活動の機会を提供する放課後子供教室は、公立小学校で約 14,000 教室である。地
20 域の人材・企業等の協力を得て行われる土曜日の教育支援活動は、公立小中高等学校の
21 35%の約 12,000 校で実施されている。

22 これらについては、取組が始まって 10 年以上²⁰が経過しており、その顕著な成果とし
23 ては、例えば、登下校の見守り、花壇整備といった、地域住民にとっても比較的参画し
24 やすい学校支援活動を通じて、地域の大人たちが、学校という場で子供に寄り添い、成
25 長を支える「最初の一步」となる活動として定着してきていることが挙げられる。地域
26 によっては、その後、より多くのボランティアの参画を得て、より組織的な取組へと発
27 展しながら、活動の充実につながってきているところもある。

28 また、こうした様々な活動への長期の参画を経て、その間に構築した学校との信頼関
29 係や、地域における人的ネットワークを活用して、特定の取組に参画するボランティア
30 の一員から、学校を核とした地域活動の企画、連絡調整、人員配置等の調整を行うコー
31 ディネーター役を務めるに至るケースも次第に増えてきている。

32 なお、保護者や地域住民が学校支援活動に関わることで、学校の教育水準の向上に効
33 果があると回答している小・中学校は約 90%とほとんどである(平成 25 年度 全国学力・
34 学習状況調査より)。

35 こうした活動の効果を示すものとして、東日本大震災の時に、避難所となった宮城県
36 内の中学校で学校支援地域本部が設置されていた学校は自治組織が速やかに組織される
37 など、緊急時の分担と協働作業につながった事例もあり、それを契機に、被災した各地
38 において学校支援地域本部の設置が拡大した。

39 さらに、長期にわたってこうした活動に取り組んできた地域では、様々な個々の活動
40 の開始時の苦労や、その後の活動定着までの努力などを知る、特定活動へのボランティ

²⁰ 平成 16 年度から「放課後子供教室」の前身である「地域子ども教室推進事業」が始まっている。

1 アを出自としたコーディネーター等の企画調整により、学校支援活動を各学校ごとだけ
2 でなく、幼稚園と小学校、小学校と中学校が連携・協働して中学校区全体の活動とする
3 ことで、幼稚園・小学校の連携、小学校・中学校の連携も進展してきている事例もある。

4 これらのそれぞれにおける活動や、その活動の長期にわたる蓄積等を通じて、参画す
5 るボランティアやコーディネーターに、地域の高齢者や子育て経験者をはじめとする一
6 層多様な人材の参画が得られるようになってきた地域もあり、子供たちに多様性のある
7 豊かな学習や体験活動を行う取組が全国各地で広まりつつある。

8 また、こうした取組は、ここ 10 年程度の間に進められてきたものであるが、地域によ
9 っては、こうした取組がはじまる以前から公民館等の社会教育施設により長年にわたり
10 社会教育活動を通じた地域の活性化のための諸活動が進められてきており、このような
11 活動が、地域における学校支援活動等の円滑なスタートや、その後の速やかな定着につ
12 ながっている。このような公民館等の社会教育施設による社会教育活動は、現在におい
13 ても、地域の実情に応じた学校支援活動の連携の場の一つとして機能している。

14 15 **2. 地域における学校との連携・協働の課題と新たな関係（連携・協働）について** 16 **（地域における学校との連携・協働の課題）**

17 平成 25 年に策定された第 2 期教育振興基本計画では、今後取り組むべき具体的方策と
18 して、「全ての学校区において、学校支援地域本部や放課後子供教室の取組の実施など、
19 学校と地域が連携・協働する体制が構築されることを目指す」とされており、更なる取
20 組の充実と普及が必要である。

21 そのためには、長期に取り組んでいる地域も、始めてまだ数年の地域も、学校支援地
22 域本部等による活動が、学校を核とした地域活動への参画の「最初の一步」としての役
23 割を果たすことを十分に生かし、まずはしっかりとその活動を定着させることが重要で
24 ある。しかしながら、地域によっては、参画する地域住民や保護者が一部の限られた者
25 にとどまり、活動内容についても限定的な内容になってしまっていることもある。また、
26 活動に参画する住民は子供と接する教育活動に関わることとなるため、地域で子供の成
27 長を支えるということを自覚し、学校等の関係者と協力して取り組むことが重要である
28 が、そのような意識が必ずしも十分でない者も見られる。

29 より多くの、より幅広い層の住民の参画を得ながら、活動間の連携・協働を促進する
30 ことにより個々の活動の幅を広げることによってはじめて、様々な可能性を持つ子供た
31 ちの成長を支える地域の活動が真に地域全体としての活動につながっていく。子供たち
32 の成長を支える持続的な活動としていくには、単に学校を支援するという活動を超えて、
33 子供たちの成長のための目標を地域で共有しつつ、様々な活動を全体的に俯瞰して、子
34 供たちの成長にとって地域が果たすことのできる活動を地域と学校が協働しながら実現
35 していくことが必要である。

36 そのためには、地域住民自らが、活動実施のための適切なコーディネートを行い、無
37 理なく、できる時に、できる人材が力を結集して効果的に活動できるよう進めていくこ
38 と、多くの地域住民の参画を得て学校を核とした地域協働の在り方について熟議・検討

1 することが有効であるが、そのための企画立案、コーディネート機能を発揮する体制の
2 整備が十分に行われている地域はまだ限られている。

3 現状の活動では、それぞれの活動ごとにコーディネートがなされる状況もある。この
4 場合、例えば、放課後の支援活動、学校支援活動、学校と連携した公民館活動等の活動
5 が、それぞれ個別に行われており、それぞれ互いの活動の目標や、主に参画している関
6 係者等の情報の共有などについて、必ずしも連携が十分でなく、調整ができていないこ
7 とによる地域人材や活動機会、場所の偏り、不足などの場合が生じている。

8 さらに、コーディネート機能の大部分を特定の個人に依存し、結果として、持続可能
9 な体制がつけられていない場合が多いことも挙げられる。

11 (地域における学校との新たな関係(連携・協働)への発展)

12 学校支援地域本部については、当初からの事業の目的²¹として、「多様な教育機会やき
13 め細かな教育の実現、教員の負担軽減による子どもと向き合う時間の確保」、「生涯学
14 習社会の実現のため、地域住民自らの知識や経験を生かす場の拡充」、「地域の教育力
15 の向上のため、学校を核とした地域の活性化」といったものがある。

16 このうち、各地域における取組の開始当初、まずは地域住民の参画を得るため、登下
17 校の見守りやドリルの丸付け等の授業補助などの、比較的容易に地域住民が参画できる
18 内容から始めた地域が多く、そのような取組を通じて学校と地域の関係構築につながる
19 など、一定の成果を上げてきたことは評価されるものであり、今後も学校支援活動や放
20 課後や土曜日の学習支援等の様々な取組を継続していくことが必要である。

21 一方で、依然として地域から学校への一方向の活動内容にとどまっている場合もあり、
22 子供と住民が共に活動することで地域の教育力の向上や地域の振興にもつながるとい
23 う意識は必ずしも十分ではなく、地域の活性化に向けた取組はなお発展途上にあるとい
24 う課題が挙げられる。

25 また、10年以上の取組を経ても、学校と地域の連携・協働により取り組むべき課題で
26 ある次代を担う子供たちに求められる「生きる力」の育成に向けて地域の住民等がより
27 主体的に参画していくこと、活動を通じて地域の振興・再生につなげていくという、持
28 続可能な地域づくりには至っていない地域が少なくない状況にある。

29 既に述べたとおり、学校や地域が抱える複雑化・多様化した現代的課題に社会総がか
30 りで対応するには、いわゆる「教育は学校の役割」といった固定化された観念から離れ、
31 子供の成長に対する責任を社会的に分担し、学校における「社会に開かれた教育課程」
32 の実現に向けて、地域の住民等がそのパートナーとして子供たちの成長を支える活動に
33 より主体的に参画するとともに、教育課程の内外の活動の中で地域の住民等が持続可能
34 な地域社会の創生につなげていくため、地域における学校との関係を新たな関係(連携・
35 協働)に発展させていくことが必要である。

²¹ 「学校支援地域本部事業」は、平成20年度から国の委託事業として取組を開始。平成21年度からは、国と自治体の
分担による補助事業(「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」)における取組の一つとして実施されている。

第3節 地域における学校との協働体制の今後の方向性について

【ポイント】

- 「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」へ
- ◆地域と学校がパートナーとして、共に子供を育て、共に地域を創る
- ◆地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を「地域学校協働活動」として、その取組を積極的に推進
- ◆従来の「支援」から「連携・協働」、個別の活動から総合化・ネットワーク化を目指す新たな体制としての「地域学校協働本部（仮称）」へ発展。
- ◆地域学校協働本部（仮称）には、①コーディネート機能、②多様な活動、③持続的な活動の3要素が必須。
- ◆それぞれの地域や学校の特色、実情や体制整備の状況を踏まえつつ、地域学校協働活動を推進。
- ◆地域学校協働活動の推進のためのコーディネート機能を強化

1. 地域における学校との協働体制の目指す姿

(1) 今後の方向性—連携・協働と総合化・ネットワーク化—

今後、国全体として、各地域を支援しつつ、目指すべき整備の方向性は、第一に、第1章第2節で既に述べたとおり、地域と学校がパートナーとして、共に子供を育て、そのことを通じて共にこれからの地域を創るという理念に立つことである。「支援」を超えて、目的を共有し長期的な双方向性のある展望を持った「連携・協働」に向かうことを目指す。第1章第1節でも述べたように地域の人的・物的資源を活用するなど、学校教育の目指すところを社会と共有・連携しながら実現する必要がある。例えば、郷土学習の場合は、地域住民と学校とが相互に知識と経験、物や施設を提供し合って教育活動を行うことが望ましい。その際、話合いの過程と継続的な実施を通じて、地域の伝統文化の継承者が生まれ、地域の持続・発展の芽が育つこととなる。さらに、地域住民が「学び」を通じて子供や学校と新たな関係を作り、それぞれで考え、成長していくことが期待できる。

また、これらの学習については、基礎的な教育を学校の授業でも行った上で、放課後や土曜日における社会教育の場で更に発展的な活動を行うことも考えられる。これは、学校教育と社会教育の連携によって学びを深める一例である。また、地域住民の身近な学習・交流の場である公民館等の社会教育施設には、多様な人々が集い、地域活動の歴史やノウハウが集積されており、世代間の絆をつなぐ協働の場の一つとして期待される。

第二に、活動やコーディネート機能のつながりを深めることが重要である。地域によっては、既に、授業への地域人材の協力、放課後子供教室、土曜学習、親子が参加する地域行事等を複数のコーディネーターが手分けしながら一体の組織で企画・実施している例がある。多様な活動の違いを超えて総合的な運営を進めることにより、地域の人的なネットワークが広がり、協力体制が手厚くなると考える。

このように、活動を広げながら、学校・地域社会それぞれの特性を生かした「連携」

1 と、共通の目標に向かって相互に意見を交わしつつそれぞれの資源を最適に組み合わせ
2 て達成を目指す「協働」の双方の、地域における基盤となる体制が、今後の教育には必要
3 である。そのためには、従来の学校支援地域本部活動や放課後子供教室などの個別の
4 取組を有機的に結びつけていくことが必要である。このように、「支援」から「連携・
5 協働」、個別の活動から総合化・ネットワーク化を目指し、地域と学校が連携・協働し
6 て、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくそれぞれの活動を合わせて「地
7 域学校協働活動」と総称し、その活動を推進する今後の新たな体制を、地域が学校と協
8 働する枠組みとして、「地域学校協働本部（仮称）²²」に発展させていくこととしたい。

9 (2) 地域学校協働本部（仮称）の在り方

10 (地域学校協働本部（仮称）に必須の要素)

11 地域学校協働本部（仮称）についての特徴は、社会教育のフィールドにおいて、地域
12 の人々や団体により「緩やかなネットワーク」を形成した、任意性の高い体制としてイ
13 メージされるものである。一方で、より多くの、より幅広い層の地域住民が参加しやす
14 いつながりの緩やかなものではあるが、参加者の世代交代なども経ながら永く持続して
15 いくものでもある。

16 各地域で展開されている活動の実態、組織の現状と課題から考察すると、この体制が
17 恒常的、組織的、安定的に実質を伴ったものとして持続するためには、地域と学校が子
18 供の育成の方針など目指すべき方向性を共有しつつ、「支援」から「連携・協働」、「個
19 別」の活動から「総合化・ネットワーク化」へと発展させていくことを前提とした上で、
20 次の3要素が必須となる。

21 ①コーディネート機能

22 ②多様な活動（より多くの地域住民の参画による多様な地域学校協働活動の実施）

23 ③継続的な活動（地域学校協働活動の継続的・安定的実施）

24 具体的にどのような内容の活動が行われるかは、地域の実情、本体制の発展段階に応
25 じ、多様であるものとする。例えば、放課後子供教室から始まり、次に学校の授業の
26 支援が加わり、さらに郷土学習の共同企画や学校と地域の行事の共催等を実施するとい
27 う場合もあれば、学校の環境整備や登下校の見守りから始まり、放課後や土曜日の教育
28 に拡張する場合もある。このように、地域学校協働本部（仮称）の構築に向けては、こ
29 のような様々な活動の全てを最初から行うことを求めるのではなく、それぞれの地域に
30 における学校との協働活動の進展状況に応じて、まずはその地域と学校の子供たちの成長
31 にとって何が重要であるかを地域で共有しつつ、ある程度の期間を見越したビジョンを
32 持つことが重要である。その上で、コーディネート機能を強化し、より多くのより幅広
33 い層の活動する地域住民の参画を得て、活動を広げ、継続的な活動を行っていく中で、
34 徐々に活動の幅を広げ、活動間の横の連携を促進し、学校と地域との連携・協働関係を
35 構築していくことが重要である。

22 第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日）において、学校支援地域本部や放課後子供教室等の取組など「保護者はもとより、地域住民の参画により子供たちの学びを支援するための体制」を平成29年度までに全国に整備することとなっている。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38

(これまでの学校支援地域本部等から地域学校協働本部（仮称）への発展)

地域によっては学校支援地域本部が既に設置され、中心となって、地域と連携した学校支援活動を展開している場合がある。このような場合においては、学校支援地域本部の機能をベースとして、引き続きその活動を発展させながら、徐々に、①コーディネート機能を強化し、②より多くのより幅広い層の活動する地域住民の参画を得て、活動の幅を広げ、③継続的な地域学校協働活動を実施していくことで、内容も充実するなど取組が成熟していくことで、徐々に地域学校協働本部（仮称）へと体制が進化していくことが期待される。

また、地域や学校の実情やそれまでの経緯によって、地域学校協働活動を実施する組織体制や発達の度合いは様々な違いがあり、それぞれの違いを踏まえつつ、整備を進めていくことが望まれる。例えば、地域によっては、放課後子供教室における企画運営会議等の機能を生かして学校支援や地域活性化のための活動を展開している地域もあり、放課後子供教室における地域と学校との協働活動を担う部門が学校支援活動や地域社会における地域活動等のコーディネート機能を発展的に整備していくことで、地域学校協働本部（仮称）へと体制が進化する場合など、地域学校協働本部（仮称）の整備には様々なケースが考えられる。

なお、このような機能を担う主体が、それぞれの経緯や特色を踏まえて独自の名称を使用しているケースもみられ、地域学校協働本部（仮称）として活動する際にもそのような独自の名称を使用することを妨げるものではない。

現在の機能を更に進めるものとして、学校教育部局との連携強化や、教育委員会だけではなく首長部局の各部局との連携強化を推進することが挙げられる。これにより、取組の幅が広がっていき、子供の教育内容等の充実につながることを期待される。さらに、地域にある高等学校等と連携することは、設置者の違いを超え、高等学校や高校生等も協働の輪に入ってもらふことで、ネットワークのつながりが広がっていくことになる。

具体的には、高等学校等の所在する地域の小学校や中学校に係る地域学校協働活動に高等学校等や高校生等が参画する、若しくは高等学校等がその所在する市町村の住民等と地域学校協働活動を実施するといったような取組が考えられる。このような取組を促進していくためには、学校が所在する地域において、都道府県教育委員会と市町村教育委員会とが密に連携をとって、子供、学校、地域のそれぞれにとって地域学校協働活動がより有意義なものとなるよう努めていくことが必要である。

また、自分の卒業した小学校や中学校のある地域から離れた地域で暮らす場合において、自分の卒業校でなくとも、「地域の学校も自分の学校」として自分の暮らす地域の学校に対しても関心を持って協働の輪に入っていくことにより、ネットワークのつながりが広がることとなり、今後は、このような意識の醸成も重要である。

さらに、地域学校協働本部（仮称）への参加者一人一人が学び合う場を持って、子供の教育や地域の課題解決に関して、共に学び続けていくことは、正に生涯学習社会の実現のために求められることである。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38

(地域学校協働本部（仮称）の有する可能性と留意点)

地域が学校との連携を深める中で、子供にとって、地域は学校や家庭ではない第三の場所として安心な居場所になることが考えられ、また孤立した保護者にとっても、地域における学校との連携協働体制があることで、様々な悩みなどを相談できる心の居場所となる。このため地域学校協働本部（仮称）には、子供や家庭にとってもよい関係となることが期待される。

なお、このような協働体制を目指すに当たり、最初の段階から学校に対して地域づくりへの過度な関与を求めることは、学校現場における負担を増大させる可能性もあることから、そのような協働の取組の基礎は、まず、地域住民等による学校支援の取組によって地域との接点が作られ、地域と学校が子供の教育に関わることを通じ、相互の信頼関係が醸成されていく中で徐々に形成されていくものであることに留意する必要がある。加えて、学校と地域住民、地域住民同士の信頼関係の醸成には、どの地域においても相当数の時間と経験の蓄積を要するものと十分に認識し、地域の特色や実情を踏まえつつ、協働体制をつくっていくことが重要である。

2. 地域における学校との協働体制の整備の方向性

今後、地域における学校との関係を連携・協働へと発展させるとともに、地域住民自らが生活する地域を創っていくという考え方の下、全国どの地域においても子供たちが地域の協力を得て成長していくことができるようにすること、また住民が子供たちの成長を支える地域学校協働活動に参画する機会を得ることができるようにすることが必要である。この達成に向けて、地域における学校との協働の取組を強く推進していくため、地域が学校と協働する枠組みである地域学校協働本部（仮称）が、早期に、全小・中学校区をカバーして構築されることを目指す。その際には、複数の小学校や中学校等を対象とするなどして地域学校協働本部（仮称）を整備していくなど、それぞれの地域や学校の特色に応じて効果的な協働体制の整備を図っていくことが重要である。また、小・中学校のみならず、高等学校、幼稚園、特別支援学校、高等専修学校においても有効な取組であるため、地域の実情に応じてこれらの学校も巻き込んだものとしていくことが重要である。

このように、全国どの地域においても地域学校協働活動が推進されていくよう、地域による学校支援活動等を含む社会教育に関する事務を行う都道府県及び市町村の教育委員会において、域内の地域学校協働活動を円滑かつ効果的に推進するための体制の整備その他の必要な施策（例えば、地域学校協働本部（仮称）等の体制の整備、コーディネーターの配置、地域住民に対する地域学校協働活動に関する情報提供や理解促進等）を講じることとすることが必要である。

他方、地域や学校の実情、特色、経緯によって、地域学校協働活動を実施する体制の在り方は異なり、その進展状況にも幅がありうる。また、地域学校協働本部（仮称）は、学校支援本部等のこれまでの地域による学校支援活動等の主体の機能をベースにして、

1 「支援」から「連携・協働」への理念の転換を図りながら、コーディネート機能の強化、
2 より多くの地域住民の参画、継続的な地域学校協働活動の実施を経て次第に発展してい
3 くことが期待される。このため、地域学校協働活動を推進するための体制整備としては、
4 都道府県や市町村の教育委員会において、それぞれの地域や学校の特色や、域内におけ
5 る体制整備の進捗状況に応じて、地域学校協働活動の推進に係る様々な体制の整備のた
6 めの施策を講じることが必要である。

7 都道府県や市町村の教育委員会としては、それぞれの域内の地域や学校の実情・特色
8 や域内における整備状況を踏まえて、地域学校協働活動の推進に関する方針を定めて、
9 どのような施策を講じていくべきかを検討し、実施していくことが必要である。

10 このため、今後、都道府県や市町村の教育委員会は、まず、各学校区の活動を把握し、
11 既に学校支援地域本部や放課後子供教室の活動、また、公民館を中心とした社会教育活
12 動等が行われている場合も含め、今後、地域学校協働活動の推進に向けて、どのような
13 活動を充実していくべきか、どのような体制で地域と学校との連携・協働を促進してい
14 くかについて検証を行うとともに、自治体全体としての今後の推進の方向性を示してい
15 くことが重要である。

16 また、このような地域学校協働本部（仮称）は、将来的には、子供たちを社会の主体
17 的な一員として受け入れ、様々な実践への参加を促す機能を有する体制の構築へと進
18 化・発展することが考えられる。その中で、子供も大人も加わって、ワークショップ等
19 の手法を用いつつ、地域課題や地域の将来の姿、さらには子供たちの体験活動やキャリ
20 ア教育などについて議論を重ね、評価を加え、修正を繰り返すなどして、実践を継続し、
21 改善の方向を探ることも期待される。そのような営みによって、より多くの、より幅広
22 い層の地域の構成員が参画し、住民の意思を作っていくことは、地域の様々な課題に対
23 して、それを解決しつつ、地域を経営することにもつながるものである。

24 25 26 **第4節 地域における学校との協働のための取組の推進について**

27 **【ポイント】**

- ◆地域住民や学校との連絡調整を行う「地域コーディネーター」及び複数のコーディネーターとの連絡調整等を行う「統括的なコーディネーター」の配置や機能強化が必要。
- ◆地域コーディネーターの持続可能な体制の整備、人材の育成・確保、質の向上が重要。
- ◆統括的なコーディネーターの役割や資質・能力を明確化し、その配置を促進。
- ◆それぞれの活動内容の充実、活動場所の確保、幼稚園、高等学校、特別支援学校等の特性を踏まえた取組の推進、家庭教育支援や福祉等との連携を推進。

28 29 **1. 地域における学校との協働のための体制の整備**

30 体制の整備において重要となるのは、コーディネート機能の強化である。地域学校協
31 働活動としては、地域の住民、保護者、企業、団体等、様々な関係者が、学校支援活動、
32 放課後や土曜日の学習支援活動、家庭教育支援活動、学びによるまちづくり等の地域活

1 動といった様々な活動に参画することが想定され、学校や学校運営協議会と連携を図り
2 つつ、時には学校との連絡窓口となり、時には住民、保護者間の調整役となって協働活
3 動を推進していくコーディネーターの役割が重要である。

4 これまで、地域による学校支援活動等に際しては、主に学校区における活動の連絡調
5 整役として地域人材が務める「地域コーディネーター」がその機能を果たしており、地
6 域の実情に応じた様々な学校づくりや地域づくり活動等の企画調整を担ってきている。

7 また、域内の各学校区の協働活動の進展に応じて、学校区ごとのコーディネーター間
8 の連絡調整を行ったり、域内の地域コーディネーターの育成を支援する統括的なコーデ
9 イネーターの必要性も高まってきている。

10 今後は、両コーディネーターの配置促進や機能強化が重要である。

11 12 **(1) 地域コーディネーター**

13 **(地域コーディネーターの持続可能な体制の整備)**

14 地域における学校との連携・協働の課題でも述べたとおり、これまでの体制では、多
15 くは学校支援活動、放課後子供教室や土曜日の学習支援といった活動ごとに企画調整が
16 なされ、活動間の効果的な連携によるそれぞれの活動の充実の視点が不足している傾向
17 があった。今後、地域コーディネーターの役割は、これまでのように学校支援活動や放
18 課後子供教室といった各活動ごとの担当にとどまらず、より広い視野で地域における学
19 校との協働体制を作っていくことが必要である。

20 また、地域コーディネーターによるコーディネートは、

- 21 ・地域住民が主体となって活動する場合
- 22 ・PTAが主体となって活動する場合
- 23 ・NPO等と協働して活動する場合
- 24 ・公民館など社会教育施設等を拠点に活動する場合

25 など地域や学校の実情に応じて、様々な態様で行われている。どのような場合であって
26 も、地域に根付いていく継続的な取組を行うことができるよう、持続可能な体制を整備
27 していくことが必要である。具体的には、たとえ地域コーディネーターを務める人物に
28 交代があっても、担当していた地域学校協働活動が継続した取組となるよう、都道府県
29 や市町村の教育委員会において地域コーディネーターの活動を行うための研修会等を通
30 じて候補となる人材を育成・確保していきながら、必要な研修を修了したことなどを踏
31 まえた職能的な要件を課し、資質・能力等が備わった別の地域人材がコーディネーター
32 を引き継ぐ仕組みとするなどの工夫が必要である。

33 34 **(地域コーディネーターとなる人材の育成・確保)**

35 地域学校協働本部（仮称）の中核を担う地域コーディネーターは、様々な人々や活動
36 をつなぐ役割が大きく、それぞれの地域コーディネーターの経験の共有と継承が重要で
37 あるため、地域コーディネーター間の十分な情報共有や研修などを通じて、相互に学び
38 合うことが有効である。

1 さらに、地域コーディネーターは、地域社会と関連の深い教育改革の動向を把握する
2 ことが大事であり、学校教育で今後期待されていることについて、地域コーディネーター
3 に対する十分な研修の機会が提供される必要がある。また、その際、大学や専門学校
4 等との連携を図ることも有効である。

5 なお、地域コーディネーターは、子供の状況に触れることになるため、守秘義務を重
6 視し、責任の所在の明確化を図る場合は、地域の実情に応じて、委嘱等の契約を行うな
7 どのルールを設けることで、学校との情報共有が円滑になるものと考えられる。

8 また、地域コーディネーターとなる地域人材の確保は最も重要である。地域コーディネ
9 ーターは、PTA関係者・PTA活動経験者、地域の自治会等でネットワークを持つ
10 ている人、社会教育も経験している元校長・教職員など、地域の実情に応じて様々な人
11 が考えられる。それぞれの地域や学校の実情に応じて、求められる役割には幅がありう
12 るが、効果的なコーディネート活動を行うことができるよう、例えば、

- 13 ・地域における学校との連携・協働による活動の推進に熱意と識見を有する
- 14 ・地域における学校との連携・協働による活動への深い関心と理解がある
- 15 ・地域住民や学校、行政の関係者とのコミュニケーション能力や、説得し、人を動かす
16 力がある
- 17 ・地域課題についての問題提起、整理、解決策の構築等を仲間とともに進めることがで
18 きるファシリテート能力に長けている

19 といった能力・資質を有していることが望まれる。都道府県や市町村においては、この
20 ような資質・能力を有する地域人材の確保に努めるとともに、このような資質・能力を
21 育成していくことを目指して、地域コーディネーターに対する研修会等の人材育成を進
22 むていくことが重要である。また、国や都道府県においては、各市町村で活躍する地域
23 コーディネーターの参考となるよう、効果的なコーディネート活動の具体的な事例収集
24 や分析を行い、その情報提供を行っていくことが必要である。

25 26 **(2) 統括的なコーディネーター**

27 **(統括的なコーディネーターの必要性)**

28 これまで、地域における学校支援活動等において、地域や学校に深い理解と関心を持
29 ち、熱意を持って献身的に活動に取り組む地域コーディネーターの活躍により、学校支
30 援活動、放課後子供教室、土曜日の学習支援活動等が徐々に発展を遂げてきている。

31 今後、このような学校と地域との連携が生じ発展を遂げてきた都道府県や市町村にお
32 いて、新たなステージとして地域学校協働本部（仮称）の体制の整備を目指していく上
33 で、地域コーディネーターの資質向上・ネットワーク化促進、各学校区における地域学
34 校協働活動の充実・活性化、地域学校協働活動の未実施地域の取組開始の支援等を図っ
35 ていくため、都道府県若しくは市町村の学校地域協働に関する統括的なコーディネート
36 機能の強化が必要である。そのために、地域コーディネーターに加えて、統括的なコー
37 ディネーターを配置していくことが重要である。

1 (統括的なコーディネーターの役割)

2 地域における学校支援活動等が充実・発展してきている自治体によっては、地域コー
3 ディネーターに加え、このような統括的なコーディネーターを配置することにより、実
4 際に、地域コーディネーター同士のネットワークづくり、地域コーディネーターの負担
5 軽減、地域コーディネーター人材の確保、地域における学校支援活動の拡大等につな
6 ったといった効果が上がった例も見られる。統括的なコーディネーターの役割は、地域
7 や学校の実情・特色に応じて様々なケースが在り得るが、主として、

- 8 ・地域学校協働活動の未実施地域において新たに取組を開始する際に地域学校協働本部
9 (仮称)の立ち上げやそれぞれの定着の度合いや実情に応じた、地域学校協働につい
10 て助言や先行事例の提供
- 11 ・その経験を生かして、市町村・都道府県が実施する研修・説明会等の調整、講演など、
12 地域コーディネーターの育成、候補人材の発掘・確保の支援
- 13 ・各学校区の地域コーディネーターのリーダー的存在として、それぞれの地域コーディ
14 ネーター間の連絡調整を行うこと
- 15 ・その経験を踏まえ、各学校区の地域コーディネーターが直面する地域学校協働活動に
16 対する適切な助言・指導や参考となる事例の紹介
- 17 ・地域学校協働活動に参画する地域住民の理解を促進するために、市町村や教育委員会
18 が行う説明会・シンポジウムにおける地域学校協働活動の状況やモデル事例の紹介
19 といったことが想定される。

21 (統括的なコーディネーターに求められる資質・能力)

22 また、各学校区で活躍する地域コーディネーターの確保と同じく、こうした市町村域
23 を統括的にコーディネートする役割を担う地域人材の確保も重要である。統括的なコー
24 ディネーターについては、地域コーディネーターのリーダー的な存在となることから、
25 こうした役割を担う人材は、上記1(1)の地域コーディネーターに求められる能力・
26 資質に加え、

- 27 ・地域コーディネーターや地域ボランティアを務めた経験があるなど、地域学校協働活
28 動の経験が豊富であること
 - 29 ・人材育成の能力やリーダーシップがあること
 - 30 ・地域コーディネーターを含めた関係者等からの社会的信望が厚いこと
- 31 も求められる。

33 (統括的なコーディネーターの役割・資質能力等の明確化)

34 自治体によっては、既にこのような統括的なコーディネーターを活用しているところ
35 もあるが、その主な役割や資質能力については、明確になっていない。今後、自治体の
36 判断により、このような新たな機能を担う統括的なコーディネーターを委嘱するなどし
37 て活用し、効果的で質の高い活動を行い、都道府県・市町村の広い範囲において学校地
38 域協働の促進が図っていくことができるようにするためには、国は、統括的なコーディ

1 ネーターに求められる資質・能力や主な役割といった事項について、明確化していくこ
2 とが必要である。

4 (3) 統括的なコーディネーターと社会教育主事等との連携

5 都道府県及び市町村の教育委員会に置かれる社会教育主事は、社会教育を行う者に対
6 して専門的技術的な助言・指導や、教育委員会主催の社会教育事業の企画・立案等の職
7 務を担っており、地域の学習課題を把握する能力や企画立案能力、組織化・援助の能力、
8 調整者としての能力等を有するとともに、地域住民の主体的な問題意識を喚起し、多様
9 で複雑な問題や課題を明確化して、自主的・自発的な学習を促進・援助するといった専
10 門性を有することが期待されている。地域と学校の協働活動が円滑に進むよう、社会教
11 育主事は、統括的なコーディネーター等と積極的に情報共有を図っていくことが望まれ
12 る。加えて、社会教育主事は、その経験に基づき、統括的なコーディネーター等に対し
13 て必要に応じて助言等を行うことが求められる。また、都道府県及び市町村の教育委員
14 会から委嘱された社会教育委員は、教育委員会に助言するため、地域の社会教育に関す
15 る諸計画の企画・立案、職務に必要な調査研究を行う等の職務を担うことが社会教育法
16 に規定されている。社会教育委員については、今後その活動の活性化を図るとともに、
17 活動の実態に応じつつ、統括的なコーディネーター等に対して、必要に応じて、助言や
18 情報提供を行うことが期待される。

20 2. 地域における学校との協働による活動の充実

21 (1) 今後求められる活動内容等

22 地域における学校と協働した活動の「内容」は、現状では、授業の補助として、大勢
23 の地域人材の一斉支援によるドリルの丸付け補助や、地域人材の得意分野を生かした書
24 道や家庭科の裁縫などの個別支援などが行われており、また、放課後や土曜日等では、
25 例えば、読み聞かせ、昔遊び、実験・工作教室、自然体験活動、スポーツ・文化活動や
26 地域の伝統芸能などのほか、宿題や基本的な学習習慣づくりなどが行われている。今後
27 はさらに、活動に参加する子供の発達段階に応じつつ、例えば、より発展的な内容、自
28 ら企画して行うもの、将来の職業に参考となるキャリア教育、地域の大人と協働する地
29 域活動への参加など、豊富な内容としていくことが考えられる。

30 なお、その活動「時間帯」は、学校の授業への協力のほか、平日の学校の放課後や登
31 下校中等の時間帯、土曜日、日曜日、長期休業中等が挙げられる。

32 活動に参画する「子供」については、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、
33 特別支援学校、高等専修学校などの幼児・児童・生徒が考えられ、これからの地域を担
34 う一員としての観点からは、特に中学生や高校生等の参加が重要である。

35 その際、例えば、共働きなどで留守家庭の子供、経済的な事情や家庭の事情などで家
36 庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身に付いていなかったりする子供への
37 学習支援や体験活動の機会の充実も重要である。このことにより、子供の学習する環境
38 が整い、学習習慣が身に付いていくことで、多くの子供を見守り、育てていくことにつ

1 ながるとともに、孤立してしまう保護者も、地域学校協働本部（仮称）があることで、
2 気軽に悩みを相談しやすくなるなど、家庭教育への重要な支援となる。

3 活動に参画する「大人」については、保護者、PTA、社会教育関係団体、地域の自
4 治会、NPO等や青年会議所、商工会等の団体、大学や専門学校などの高等教育機関、
5 学校の元教職員や自治体の元職員等の協力を得ることが挙げられるが、より多くの、よ
6 り幅広い層の人々で取り組むことが重要である。これからは、多様な職業体験、生活体
7 験を経た60代後半以上の人々が増えていく時期でもあり、多くの人々が学び合いなが
8 ら、地域の教育活動に参画していくことが望まれる。また、活動に参画する地域住民等
9 は、地域で子供の成長を支えるということを自覚し、学校等の関係者と協力して取組
10 行っていくことが重要である。

11 子供たちの教育に対する責任を社会的に分担する観点から、放課後の時間帯や土曜日、
12 日曜日、長期休業中などに行われる地域における活動については、基本的には、地域が
13 主体となって行っていくべきものである。教職員の多忙化が大きな課題となっている状
14 況の中で、こうした活動について地域と学校が情報を共有することは重要であるが、教
15 職員が子供と向き合う時間を確保する観点等からも、教職員が様々な地域活動に参加し
16 地域課題の解決に取り組むことを過度に求めていくことのないよう十分に留意する必要
17 がある。

18 19 **(2) 活動場所の確保等**

20 地域における学校との協働による活動の場所は、「放課後子供教室」など学校の教室
21 やグラウンド等で実施する方が適当と考えられるもののほか、学校外で行うことが適当
22 なものもあるが、いずれにしても、その趣旨、内容に応じて最も適切な活動場所を確保
23 することが求められる。

24 学校内の施設で活動を行う方が適当と考えられるものについては、①施設整備面での
25 工夫、②余裕教室の活用など施設の有効利用を図ることによる工夫、③施設管理面での
26 管理責任などの課題の解決を図るための行政側でのモデル例の提示などの工夫につい
27 て、積極的に教育委員会や学校と地域学校協働本部（仮称）が連携・協働して行うこと
28 が求められる。

29 特に、上記③については、既に活動を学校内の施設を利用して行う場合の管理責任を
30 学校に委ねるのではなく、教育委員会の責任とすることを明確にするといった工夫を行
31 っている事例も見られるところであり、こうした事例を他に情報提供することも有効で
32 あると考えられる。

33 学校は、子供たちの学習・生活の場であるのみならず、地域コミュニティ形成の核と
34 なったり、災害時に地域住民の避難所となったりと、多様な役割を担っているものであ
35 る。学校がこうした多様な役割を担うことを踏まえ、教育環境の改善を図りつつ、地域
36 の実情に応じ、地域住民が利用することも念頭におきながら、安全・安心で質の高い施
37 設整備を行い、その活用を進めることが重要である。例えば、学校施設を整備する際に
38 は、地域への学校開放を前提としたコミュニティスペースを設けることや、社会教育施

1 設等と複合化した施設とすること、既存の学校施設において余裕教室が生じている場合
2 には地域住民が必要とする他の公共施設の用途に転用することなどにより、日常的に地
3 域住民が集う地域コミュニティの拠点となるものにすることが考えられる。

4 なお、学校外で活動を行う場合の活動の場所は、公民館などの社会教育施設や、児童
5 館その他の公共施設、商店街など、地域との協力の下で様々な場合が考えられ、活動場
6 所を広げることは、活動内容の充実にもつながるものである。

7 8 **(3) 幼稚園、高等学校、特別支援学校、高等専修学校の特性を踏まえた取組の推進**

9 幼稚園、高等学校、特別支援学校や高等専修学校については、小・中学校と比べると
10 地域の概念が異なるが、社会全体で子供たちを育むことの重要性はどの段階でも変わら
11 ないことから、学校種の特徴を生かしつつ、幼児・児童・生徒の発達段階等に応じて、
12 地域における学校との協働体制を構築する必要がある。

13 幼稚園については、地域との協働による幼児期の豊かな体験活動の充実、保護者も参
14 加する小学校との円滑な接続に向けた取組の充実、近隣の地域との協働による保育所と
15 の円滑な連携の推進等が期待される。また、平成 27 年 4 月からは、幼児期の学校教育・
16 保育の質の向上をはじめ、預かり保育や子育て相談などの地域の子供・子育て支援を総
17 合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が開始されており、こうした新制度の取
18 組を進め、幼児期の子供一人一人の健やかな成長を着実に支援するためにも、地域学校
19 協働本部（仮称）における幼稚園等との連携・協働体制の構築を進めることが重要であ
20 る。

21 高等学校等については、今後望まれる学習活動である「アクティブ・ラーニング²³」の
22 有効な展開の観点からも、地域学校協働本部（仮称）との連携・協働体制の構築を進め
23 ることが重要である。こうした体制構築が進むことにより、高校生等が地域の商店街や
24 企業等と連携し、地域課題の解決に参画する取組が進めば、キャリア教育の推進や地域
25 貢献にもつながるとともに、地域に愛着を持ち、自分が学んだ地域で働きながらその地
26 域を活性化していくことにつながっていくことも期待される。また、高校生等が、地域
27 小学校や中学校に係る地域連携活動にボランティアとして協働の輪に入ること、ネッ
28 トワークのつながりが広がっていくことも期待される。

29 特別支援学校については、当該学校に通う子供が自立し社会参加できる環境の充実に
30 は、保護者のみならず、地域、医療、福祉等の関係機関との連携が必要であり、ここ
31 も地域学校協働本部（仮称）との連携・協働体制の構築を進めることが重要である。

32 なお、今後このような学校種との連携・協働による地域活動を充実していくに当たり、
33 地域においては、地域学校協働本部（仮称）の活動を通じて、幼稚園、小・中学校、高

²³ 中央教育審議会教育課程企画特別部会の論点整理では、「（「アクティブ・ラーニング」の意義）として、「思考力・判断力・表現力等は、学習の中で（中略）思考・判断・表現が発揮される主体的・協働的な問題発見・解決の場面を経験することによって磨かれていく。身に付けた個別の知識や技能も、そうした学習経験の中で活用することにより定着し構造化されていき、ひいては生涯にわたり活用できるような物事の深い理解や方法の熟達に至ることが期待される。また、こうした学びを推進するエンジンとなるのは、子供の学びに向かう力であり、これを引き出すためには、実社会や実生活に関連した課題などを通じて動機付けを行い、子供たちの学びへの興味と努力し続ける意志を喚起する必要がある。」と挙げられている。

1 等学校等、特別支援学校の各段階の学習を全体的に理解する視点を持つことが重要であ
2 る。

3 こうした視点を持つことにより、例えば、「高等学校でこのような学習が成り立つた
4 めには、小・中学校段階でこのような活動が必要であり、また、地域と連携・協働した
5 支援活動は、子供たちが地域に目を向けるようになり、将来的に必ず自分たち地域に返
6 ってくるものである」という関連性が理解されるようになり、地域住民のモチベーショ
7 ンが高まるとともに、活動の充実に結びつくものである。

9 (4) 子供たちの抱える課題への対応や、家庭教育支援の充実等のための地域における 10 学校、福祉等との連携

11 地域が学校との連携を深める中で、地域は、子供にとって、学校や家庭ではない第三
12 の場所として安心な居場所になることが考えられる。

13 地域における学校との地域学校協働本部（仮称）には、直面する子供たちの課題等
14 もよるが、教育関係者のみならず福祉、医療の関係者との連携強化や、孤立しがちな保
15 護者の支援という観点からも、地域の人材で構成する家庭教育支援チームと連携してい
16 くことが重要である。地域学校協働本部（仮称）の中に家庭教育支援の機能も組み込む
17 ことで、家庭教育支援の充実を図るとともに、学校支援の観点からも、困難を抱える保
18 護者への対応の充実を図ることが可能となる。また、孤立しがちな保護者が学校支援な
19 どの地域と学校が連携・協働した活動に参画するよう促し、実際に活動に関わることで、
20 こうした保護者が前向きになり、家庭教育の充実につながることも期待される。

21 家庭教育支援チームによる取組としては、保護者が主体的な家庭教育ができるよう、
22 家庭教育支援チームによる学習機会や情報の提供、様々な相談への対応、地域における
23 居場所づくり、さらに訪問型の家庭教育支援等の取組を推進することが重要である。

26 第5節 国、都道府県、市町村による推進方策について

27 【ポイント】

- ◆国は、全国的に質の高い地域学校協働活動が継続的に行われるよう、以下のような、
制度面・財政面を含めた条件整備や質の向上に向けた方策の実施が必要。
 - 活動推進のための体制整備及びコーディネーターの役割・資質等についての明確化
 - 各都道府県・市町村における地域学校協働活動の推進に対する体制面・財政面の支援
 - 都道府県、市町村、コーディネーター間の情報共有、ネットワーク化の支援
- ◆都道府県は、地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、ビジョンの明確化・計画の策定、
市町村における推進活動の支援、域内の住民等に対する情報提供・理解促進活動、都
道府県立学校等に係る活動の推進等を実施。
- ◆市町村は、地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、域内のビジョンの明確化・計画の
策定、体制の整備、コーディネーターの配置、研修の充実、地域の住民等への情報提

供・理解促進等を実施。

1
2 本章第3節において述べた今後の方向性に基づき、第4節に記載した地域における学
3 校との協働活動を推進していくためには、地域住民、保護者等が様々な学校支援活動、
4 放課後や土曜日の学習支援活動、地域の行事や文化・スポーツ活動等の地域活動に自ら
5 積極的に参加していくことが何よりも重要である。これらの住民等の地域における学校
6 との協働活動への参加を促し、活動を推進していくためには、国や都道府県・市町村に
7 より、それぞれの役割を踏まえつつ、コミュニティ・スクールの推進とも連携しながら、
8 地域学校協働本部（仮称）の整備を図っていくことが重要である。

9 地域における学校との協働活動を全国的に充実していくための推進方策として、有効
10 と考えられる方策は以下のとおりであり、国は、以下の推進方策を着実に実行すること
11 が必要である。各都道府県・市町村は、地域における学校との協働活動の促進に向けて、
12 それぞれの地域の特色や方針を踏まえつつ、地域学校協働本部（仮称）の整備その他の
13 必要な施策を講じ、各地域において積極的な取組を進めていくことが必要である。

14 15 1. 国の役割と推進方策

16 これまでに述べてきた提言を踏まえ、国は、地域における学校との協働活動の全国的
17 な推進を図るため、以下のように、制度面・財政面を含めた条件整備やこれらの活動の
18 質の向上に向けた方策を総合的に推進していくことが必要である。

19 20 (1) 基本的な枠組みの整備

21 地域における学校との協働活動の推進のため、第3節で述べた地域学校協働本部（仮
22 称）を全国的に整備していくことが重要である。国は、地域学校協働本部（仮称）の全
23 国的な整備の推進のため、同体制の整備の基本的な目的、方向性について明確化し、そ
24 の趣旨を広く普及していくことが必要である。

25 第4節で述べたように、地域学校協働活動とは、学校支援活動、放課後や土曜日の学
26 習支援、家庭教育支援及び学びによるまちづくり等の地域活動等により、地域と学校が
27 協働して、未来を担う子供たちの成長を支えるとともに持続可能な社会をつかっていく
28 取組である。このような地域学校協働活動を全国的に推進していくに当たっては、単に
29 活動の数が増えればよいということではなく、学校や参画する住民にとって有意義な活
30 動となり、子供たちの成長につながる効果的で質の高い活動となることが必要である。
31 このような目標・理念の下に、全国的に質の高い地域学校協働活動が継続的に行われ、
32 子供たちが地域の協力を得て成長できるよう、また、継続的・安定的に地域の住民、保
33 護者等がその活動に参加することができるよう、国は、都道府県や市町村において地域
34 学校協働活動を推進するための体制整備その他の必要な施策（例えば、地域学校協働本
35 部（仮称）等の体制の整備、コーディネーターの配置、地域住民に対する地域学校協働
36 活動に関する情報提供や理解促進等）を図っていくことについて、法令若しくはガイド
37 ライン等において明確にすることが必要である。

1 また、第2期教育振興基本計画において、学校支援地域本部や放課後子供教室などの
2 取組を充実するための体制を全国の小・中学校区に構築することが施策目標とされてい
3 るが、国はこの着実な実施を通じて、地域学校協働本部（仮称）への発展を目指して体
4 制の整備を推進していくことが必要である。また継続的な整備を図るため、第3期教育
5 振興基本計画において、地域学校協働活動の推進及び地域学校協働本部（仮称）の整備
6 に係る目標を掲げることが検討すべきである。

7 8 **(2) 地域コーディネーターや統括的なコーディネーターをはじめとする人材の確保と資** 9 **質の向上**

10 第4節でも述べたとおり、地域学校協働活動の全国的な推進のためには、それぞれの
11 地域において学校との協働活動を実施する住民等の活動を支援し、連絡調整する地域コ
12 ーディネーター及び統括的なコーディネーターによるコーディネート機能が非常に重要
13 である。これらのコーディネーターの資質の維持・向上に向けて、国は、都道府県・市
14 町村や社会教育関係団体等と協力しつつ、地域コーディネーターの研修プログラムの開
15 発・普及等の地域コーディネーターの育成施策を支援することが必要である。

16 また、地域学校協働活動を推進していく上で、地域コーディネーターや統括的なコ
17 ーディネーターの役割が重要となってきており、全国的に質の高い活動が行われるため
18 には、それぞれのコーディネーターの質の確保が重要である。特に、地域における地域学
19 校協働活動の進展により、地域コーディネーター間の連絡調整、地域コーディネーター
20 の育成・資質向上、地域学校協働活動未実施の地域における地域学校協働活動の取組開
21 始の促進等を行う統括的なコーディネート機能が重要となってきている。今後、都道府
22 県や市町村において適切な人材を統括的なコーディネーターに委嘱することができるよ
23 うにするためには、その求められる主な役割や資質等が明確となっていることが重要で
24 ある。

25 このため、国は、都道府県・市町村の教育委員会において適切な人材を育成・確保、
26 配置することができるよう、統括コーディネーター等に求められる主な役割・求められ
27 る資質等について法令若しくはガイドライン等において明確化することが必要である。

28 その際には、それぞれの自治体の実情や方針によっては、統括的なコーディネーター
29 等に関する職務を、地域学校協働活動に関する業務や調整の経験を有する社会教育主事
30 や教育委員会の職員によって行うこともあることを踏まえて検討することが重要であ
31 る。

32 さらに、国は、都道府県・市町村の教育委員会において地域コーディネーターや統括
33 コーディネーターの整備の促進の参考となるよう、国は、それぞれのコーディネーター
34 の活躍によって地域学校協働活動の促進に効果を上げている事例を収集し、市町村・都
35 道府県教育委員会に情報提供を行うなど、その役割や効果的な活動内容について理解を
36 図ることも重要である。

1 (3) 体制面・財政面における支援の充実

2 地域学校協働活動の推進に伴う体制面・財政面において、国は以下の取組を支援して
3 いくことが重要である。

- 4 ・全国各地域において、地域住民等による学校との協働活動が推進され、各地域の子供
5 たちがその活動を経験することができるよう、各地域へのコーディネーターの配置及
6 び地域学校協働本部（仮称）の整備の支援
- 7 ・それぞれの地域における学校間の協働活動の連携の促進や未実施地域における取組促
8 進等に向けた統括的なコーディネーター配置への支援
- 9 ・地域コーディネーターをはじめとする人材の確保と資質の向上に向けた研修・育成等
10 の支援
- 11 ・学校支援活動、放課後や土曜日等における学習、体験活動等の支援活動の充実に向け
12 た支援

14 (4) 都道府県、市町村、コーディネーター間の情報共有、ネットワーク支援等

15 国は、地域学校協働活動の全国的な推進・充実に向けて、都道府県、市町村、コーデ
16 ィネーター間における情報共有、ネットワーク化を支援するため、以下の取組を支援し
17 ていくことが重要である。

- 18 ・地域学校協働本部（仮称）の整備の促進に向けたグッドプラクティスの収集・普及
- 19 ・統括コーディネーター、地域コーディネーター間の研修・ネットワークを目的とした
20 全国集会等の支援

21 【推進のための具体的方策】

- ◆国は、地域学校協働活動の全国的な推進を図るため、以下のような方策を推進してい
くことが必要である。
- ・都道府県や市町村の教育委員会による地域学校協働活動の推進に係る体制の整備につ
いての法令若しくはガイドライン等による明確化
- ・コーディネーターの資質・役割等の法令若しくはガイドライン等による明確化
- ・都道府県・市町村における地域学校協働活動に対する体制面・財政面の支援
- ・地域学校協働活動の全国的な推進に向けた、都道府県、市町村、コーディネーター間
における情報共有、ネットワーク化の支援

22 2. 都道府県・市町村の役割と推進方策

23
24
25 今後、全国どの地域においても子供たちが地域の協力を得て成長していくことができ
26 るよう、また住民が地域学校協働活動に参画する機会を得られるようにするためには、
27 各地方公共団体において、域内の子供たちの成長や地域の振興・創生に向けたビジョン
28 を掲げ、域内の住民、保護者、学校及び様々な関係機関や団体間でそれを共有しつつ、
29 積極的に地域学校協働活動を推進していくことが必要である。

30 その上で都道府県・市町村（特別区を含む。以下、本項目において「市町村」という。）

1 の教育委員会は、それぞれの地域の特色や方針を踏まえつつ、域内における地域学校協
2 働活動を円滑かつ効果的に推進するための体制の整備その他の必要な施策（例えば、域
3 内の地域学校協働本部（仮称）等の体制の整備、コーディネーターの配置、地域住民等
4 に対する地域学校協働活動に関する情報提供や理解促進等）を講じることが求められる。

5 それぞれの地域において、子供の成長を支え、地域づくりにもつながる地域学校協働
6 活動を推進していくためには、都道府県、市町村における社会教育部局と学校教育局
7 の連携強化が不可欠であり、両者の連携・協働による取組が必要となるとともに、総合
8 教育会議の活用等を通じた地域振興、福祉、医療等を担当する首長部局とのパートナー
9 シップを構築していくことも重要である。

10 都道府県・市町村は、計画的・継続的に地域における学校との協働活動に取り組んで
11 いくため、それぞれの地域の実情や特色を踏まえつつ、教育振興基本計画等に、域内の
12 地域学校協働活動の推進に向けて、その体制の整備をはじめとする地域における学校と
13 の協働活動の推進について基本的な方針を掲げることが期待される。

14 15 **（１）都道府県の役割と推進方策**

16 都道府県の教育委員会は、域内全域において地域学校協働活動が推進されるよう、域
17 内の各市町村における地域学校協働活動に対して市町村間の調整や広域的な観点から
18 の支援にその役割を重点化しつつ、域内全域での地域学校協働活動の充実・拡大や質の
19 確保・向上に責任を果たしていくことが重要である。

20 その前提の上で、都道府県の教育委員会は、域内のそれぞれの地域や学校の特色や実
21 情を踏まえつつ、各都道府県内全域での地域と学校との協働活動を継続的かつ効果的に
22 推進するため、その推進に係る体制の整備その他の必要な施策を講じることが必要であ
23 る。地域学校協働活動の推進に向けてどのような施策を講じていくかについては、それ
24 ぞれの域内の地域や学校の実情・特色や域内における整備状況を踏まえて、それぞれ必
25 要な施策を検討していくことが必要であるが、例えば、以下のような方策が考えられる。

- 26 ・域内の地域協働活動の推進に関する教育委員会としてのビジョンの明確化と計画の策
27 定、地域学校協働推進活動の改善に向けた取組のフォローアップ
- 28 ・域内の市町村における地域学校協働活動を推進するための組織体制の整備や取組の充
29 実のための財政的な支援
- 30 ・域内の市町村における地域コーディネーターや統括的なコーディネーターの配置の促
31 進、その質の向上に向けた研修やネットワーク化の促進
- 32 ・域内の市町村における好事例の収集と情報提供
- 33 ・地域学校協働活動への地域住民等の参画の促進、活動の質の向上に向けた域内全域の
34 住民、保護者、学校等関係者に対する情報提供、理解促進活動
- 35 ・域内の都道府県立の高等学校等に係る地域学校協働の推進に係る組織体制の整備、地
36 域コーディネーターや統括的なコーディネーターの配置

37 特に都道府県教育委員会の重要な役割は、域内の市町村における地域学校協働活動の
38 推進を広域的な観点から支援することであり、当該都道府県における子供たちの成長や

1 地域づくりのビジョンに基づき、社会福祉や家庭教育を担当する首長部局とも連携しつ
2 つ、域内の市町村における取組を広域的に支援することにより、都道府県全域において
3 地域学校協働活動の活性化をリードしていくことが期待される。

4 また、これまでの地域による学校支援活動等はより住民に身近な市町村の小・中学校
5 が主な中心となって行われてきたが、今後、都道府県は、特に地域とのつながりが深い
6 域内の高等学校等の都道府県立学校に係る地域学校協働活動を中心として、当該学校が
7 所在する地域におけるニーズを踏まえつつ、高等学校等特色を生かした取組を進めてい
8 くこと、この場合において、その学校が所在する市町村教育委員会との連携を図ること
9 が重要である。

10 【推進のための方策】

- ◆都道府県の教育委員会は、域内のそれぞれの地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、域内の地域学校協働活動の円滑かつ効果的な推進に係る体制の整備その他の必要な施策として、例えば以下のような施策を講じることが必要である。
- ・域内の地域協働活動の推進に関するビジョンの明確化と計画の策定、改善に向けたフォローアップ
 - ・域内の市町村における地域学校協働活動を推進するための体制整備や取組の充実のための財政的な支援
 - ・域内の市町村におけるコーディネーター配置の促進、研修やネットワーク化
 - ・域内全域の住民、保護者、学校等関係者に対する情報提供や理解促進活動
 - ・域内の都道府県立の高等学校等に係る地域学校協働活動の推進に向けた組織体制の整備、コーディネーターの配置 等

12 (2) 市町村の役割と推進方策

13 市町村の小学校や中学校は、住民にとって身近な存在であり、多くの地域住民等がア
14 クセス可能であることから、これまでの地域における学校支援活動等において小学校区
15 や中学校区等における地域による学校支援等の活動にとって重要な場となっており、今
16 後も地域学校協働活動の推進にとって、市町村の教育委員会は重要な役割を果たすこと
17 が期待される。今後、市町村教育委員会は、域内のそれぞれの地域や学校の特色や実情
18 を踏まえつつ、域内全域での地域と学校との協働活動を推進するため、その推進に係る
19 体制の整備その他の必要な施策を講じることが必要である。都道府県と同様に、市町村
20 においても、域内のそれぞれの地域や学校の実情・特色や地域学校協働活動の推進体制
21 の整備状況には違いがあるため、重要なことは、域内の子供たちの成長に向けたビジョ
22 ンをそれぞれの地域で共有しつつ、子供の成長のために何が求められるか、地域住民に
23 にとって何ができるかを検討しつつ、それぞれにとって必要な施策を検討していくことが
24 必要である。地域学校協働活動の推進に係る体制の整備に関しては、様々な方策が考え
25 られるが、市町村にとっては、例えば、以下のような方策が考えられる。

- 1 ・域内の地域学校協働活動に関する教育委員会としてのビジョンの明確化と計画の策定、
- 2 地域学校協働推進活動の改善に向けた取組のフォローアップ
- 3 ・地域学校協働活動を推進するための組織体制の整備
- 4 ・域内の地域コーディネーター、統括的なコーディネーター等の配置、その質の向上に
- 5 に向けた研修やネットワーク化の促進
- 6 ・域内の地域学校協働活動への地域住民等の参画の促進、活動の質の向上に向けた理解
- 7 促進活動

8

9 特に、地域と学校との協働活動が進んでいない地域においては、それぞれの地域の実

10 情や抱える課題も踏まえつつ、例えば、統括的なコーディネーターの配置、当該地域の

11 地域と学校との協働活動を担う人材の確保・育成、好事例の提供、様々なメディアを活

12 用した効果的な情報発信、企画・立案の助言等を通じて、地域と学校との協働活動が展

13 開されるよう必要な措置を講じていくことが重要である。

14 **【推進のための方策】**

- 15 ◆市町村の教育委員会は、域内のそれぞれの地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、域
- 内の地域学校協働活動の円滑かつ効果的な推進に係る体制の整備その他の必要な施
- 策として、例えば以下のような施策を講じることが必要である。
- ・域内の地域協働活動の推進に関するビジョンの明確化と計画の策定、改善に向けた
 - 取組のフォローアップ
 - ・地域学校協働活動を推進するための組織体制の整備
 - ・地域コーディネーターや統括的なコーディネーターの配置
 - ・地域の住民、保護者、学校関係者に対する情報提供や理解促進等

第4章 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部（仮称）の効果的な連携・協働の在り方について

【ポイント】

- ◆コミュニティ・スクールと社会教育の体制としての地域学校協働本部（仮称）が相互に補完し高め合う存在として効果的に連携・協働し、両輪となって相乗効果を発揮していくことが必要であり、当該学校や地域の置かれた実情、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制の構築が重要。
- ◆普段からの情報の共有や、地域コーディネーターと地域連携の推進を担当する教職員との連携の強化を図るとともに、国は、効果的な連携・協働の取組イメージの発信等により取組を促進。

ここまで、第1章では、今後の教育改革や地方創生の動向等や学校と地域の連携・協働の必要性とともに、これからの学校と地域の連携・協働の姿を示した。そして、その理想的な姿を実現していくための組織的・継続的な仕組みとして、第2章では、コミュニティ・スクールの在り方について、第3章では、地域における学校との協働体制の在り方について、それぞれ、今後期待される方向性などについて論じてきた。

本章では、第2章及び第3章で提言したそれぞれの仕組みについて、今後の取組における連携強化や一体的な推進の姿について提言する。

1. コミュニティ・スクールと地域学校協働本部（仮称）の関係の在り方

第2章で述べたとおり、コミュニティ・スクールは「地域とともにある学校」へと転換していくために有効な仕組みであり、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを推進していく役割を明確化するとともに、その役割を具現化する機能として、地域等による学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、地域等における連携・協力を促進していく仕組みとしていくことが提言されている。地域とともにある学校として、より多くの地域の人々が学校運営に参画し、協働による取組を展開していくためにも、地域学校協働本部（仮称）との連携を強化していくことが有効である。

また、第3章で述べた学校と地域の協働体制は、社会教育の実践の場であると同時に地域がきっかけを作ることで、子供たちが学習を深化させるものである。特に、これから望まれる地域における学校との協働体制（地域学校協働本部（仮称））が、コミュニティ・スクールとも連携・協働することにより、学校教育を含めた子供たちの教育の質を格段に向上させることなども期待される。

このように、子供たちのために、また、地方創生の実現のために、コミュニティ・スクールの機能、地域学校協働本部（仮称）の機能のそれぞれを大切にしつつ、両者が相互に補完し高め合う存在として効果的に連携・協働し、両輪となって相乗効果を発揮していくことが必要であり、こうした動きが進むことにより、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部（仮称）の相互の体制整備が進むことにつながる。

さらに、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部（仮称）の推進に当たって重要

1 なことは、学校と地域の特色を生かし、学校と地域がともに考え、地域全体が当事者と
2 して参画していくことであり、従前の自律的・主体的な取組を活かしながら、学校と地
3 域が協働して行う企画運営や活動を大切にしていくことである。このため、両者の関係
4 は一律に示されるものではなく、当該学校や地域の置かれた実情、経緯、両者の有機的
5 な接続の観点等を踏まえた体制を構築していくことが重要である。

6 また、第1章では「チームとしての学校の在り方の検討」が進められていることにつ
7 いて触れたが、「チーム学校」の実現を支える観点からも、コミュニティ・スクールや
8 地域学校協働本部（仮称）の整備を促進するとともに、地域における学校と連携・協働
9 による取組を総合的に進めていく必要がある。

10 コミュニティ・スクールや地域学校協働本部（仮称）の整備は、必ずしも小学校や中
11 学校等の個別の学校区単位で行われるものではない。地域においては、複数の小学校・
12 中学校が連携して教育体制を構築している例や、従前より行われていた個別の学校区を
13 越えた地域活動をベースに地域学校協働活動の体制が構築される例も見られる。今後、
14 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部（仮称）の在り方を考えていく上で、複数
15 校の連携・接続にも留意しながら、学校と地域の連携・協働体制を構築していくことも
16 重要である。

17 18 2. 両者の効果的な連携・協働のための方策

19 コミュニティ・スクールと社会教育の体制としての地域学校協働本部（仮称）が円滑
20 な関係を構築し、効果的に連携・協働していくための方策としては、円滑な連携・協働
21 に向けて、それぞれの活動の企画等の段階から、双方の運営方針や取組計画等を共有し
22 たり、互いの取組の充実や重複を避けるための提案をしたりするなど、しっかりと普段
23 から関係者間でコミュニケーションや情報共有を行うことが有効である。

24 特に、地域学校協働活動及び学校運営支援を効果的に推進していくためには、関係者
25 の連携を図ることが必要であることから、地域学校協働本部（仮称）において主に連絡
26 調整を担う地域コーディネーターと、第2章で触れた地域連携の推進を担当する教職員
27 や学校運営協議会の委員との連携の強化を図ることが重要である。加えて、統括的なコ
28 ーディネーターは地域コーディネーター間の連絡調整等を主な役割とするが、各学校区
29 における個別の地域学校協働活動に関して学校側と連絡調整を行う場合もあり、このよ
30 うな場合には、統括的なコーディネーターと地域連携の推進を担当する教職員や学校運
31 営協議会の委員との連携を強化していくことも重要である。

32 それぞれの地域や学校の特色により様々なケースがあるが、地域学校協働本部（仮称）
33 において中核となる地域コーディネーターが、学校運営協議会の委員として地域におけ
34 る学校支援や学校運営に関する協議に参画したり、学校運営協議会の委員が、地域学校
35 協働本部（仮称）における企画調整に携わるなど、それぞれの経験や考え方を、お互い
36 の発展のために活かす人的配置の工夫も有効である。

1 今後、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部（仮称）との効果的な連携・協働
2 の促進を図っていくため、国は、地域や学校の実情や特色に応じて、両者の運営、連携
3 体制、人的配置等にはさまざまなケースが在り得ることを十分に認識しつつ、効果的な
4 連携・協働の取組イメージや円滑に機能している実例を、都道府県・市町村の教育委員
5 会、学校、地域学校協働本部（仮称）の関係者等に情報提供・発信することにより、そ
6 の理解の促進を図ることが必要である。

7

おわりに

1
2 教育は、国民一人一人の幸せな人生を実現するための根幹を支えるものであり、国や社
3 会の発展の基礎である。新しい時代の教育や地方創生を実現するためには、学校と地域が
4 パートナーとして相互に連携・協働していくことが必要であり、本答申（案）では、全て
5 の公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、コミュニ
6 ティ・スクールを目指すべきであること、また、全小・中学校区をカバーする領域におい
7 て、地域における学校との協働体制として、地域学校協働本部（仮称）の構築を目指すべ
8 きであることを提言した。

9 現状の様々な課題を乗り越えていくには、各教育委員会のビジョンとリーダーシップ、
10 学校や家庭、地域の強い思いと具体的な行動が重要である。国はそれを後押しするため、
11 都道府県教育委員会等と連携しつつ、本答申で示した学校と地域の連携・協働の趣旨が実
12 現されるよう積極的な支援を行うとともに、全国的な取組状況を定期的にフォローアップ
13 し、成果と課題をきめ細かく把握しながら、関係者の理解の醸成や施策の改善につなげて
14 いく必要がある。

15
16 今後の整備・発展が望まれる様々な体制において、効果的な連携・協働を推進する上で
17 重要なことは、「地域でどのような子供を育てていくのか、どのような地域をつくっていく
18 のか」というビジョンであり、それを創り上げていくプロセスである。

19 これには、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部（仮称）といった特定の体制に
20 おける連携・協働の視点だけでなく、そのような体制を包含する「学校と地域」がどのよ
21 うに連携・協働していくか、という大きな視点が欠かせない。このような視点に立って、
22 学校と地域がビジョンを共有した上で、協働による取組を積み重ね、大人も子供も学び続
23 ける社会を共に創っていく必要がある。

24 そして、主体性を持った社会の担い手育成と、あらゆる世代が一体となった地域活性化
25 の両立を目指していくことにより、地域住民の主体的な参画による、子供たちの生きる力
26 の育成と地方創生の実現につなげていく必要がある。

27
28 誰かが助けてくれる、のではなく、自分たちが「当事者」として、自分たちの力で学校
29 や地域を創り上げていく。子供たちのために学校をよくしたい、元気な地域をつくりたい、
30 そんな「志」が集まる学校、地域が創られ、そこから、子供たちが自己実現や地域貢献な
31 ど、志を果たしていける未来こそ、これからの未来の姿である。このような未来を創り上
32 げていくために、本答申（案）の内容が速やかに実施され、国民一人一人がその理念を共
33 有し、手を取り合い、行動していく一助となることを切に希望する。